第 10 章(重点分析) 発覚の経緯を子どもからの被害開示とする事例の特徴、子どもの年齢と開示率の関係、開示および開示までの期間に関連する要因の検討

10.1 目的と解析疑問

子どもからの被害開示は、周囲が被害事実を把握し、適切な対応へと繋げてゆく上での重要な情報源である。しかし、被害の開示は様々な理由によって妨げられることが知られており、開示を促進する要因よりも、それを抑制する要因の方が強固であるとする報告もある(Alaggia, et al., 2019)。潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するためには、「いかにして被害の開示を得てゆくか」という視点から、知見を整理してゆくことが必要になる。

本章では、子どもからの被害開示が得られた事例を中心に、それを多角的に分析・検討する。第一に、子どもからの被害開示が得られた事例と、周囲からの発見に基づく発覚事例との間に、どのような違いがあるかについて検討を試みる。第二に、子どもが被害を認識し、開示が可能となり始める年齢について解析を行う。第三に、子どもの被害開示を促進する、あるいは抑制する要因にはどのようなものがあるかについて、本事業の調査データを用いた検討を行う。第四に、最初の被害から開示(または発覚)までの被害継続期間の短期化・長期化に関する要因にはどのようなものがあるかについて検討する。これらによって、「開示が得られた事例の特徴」や「被害開示が原則できないと考えられる年齢」、「被害開示の促進あるいは抑制に関わる要因」、「被害の開示・早期の発覚につながる関連要素」など、子どもに日頃から関わる支援者等にとっても有用な示唆が得られると考えられる。

解析疑問
・子どもから開示が得られた事例と周囲による発見事例の間には、どのような違いがあるか？ ・子どもが被害を認識し、開示が可能となり始める年齢は？ ・子どもの被害開示を促進あるいは抑制する要因にはどのようなものがあるか？ ・初発から開示(または発覚)までの被害継続期間の短期化・長期化に関する要因にはどのようなものがあるか？

以上の 4 つの解析疑問に対応して、本章では 4 つの分析・解析を行う。なお、自由記述による調査設問で得られた「開示被害を疑った契機・開示にかかる特記事項」については、第 6 章に結果

を記載している。開示の契機や、開示を得るための取組の工夫などに関連する支援者視点からの有用な知見が得られているため、あわせて参照されたい。

10.2 子どもからの被害開示が得られた事例と周囲による発見事例の差異に関する分析

10.2.1 方法

10.2.1.1 使用データと前処理

本節の解析では、調査票 B で収集された事例調査データを活用した。このとき、特に「開示の有無」を取り扱う際に、本事業の調査データからは異なる観点からの２つの定義方法が想定された。第一に、「子ども本人からの開示が発覚の経緯となるもの」についての「開示」がある。当該観点は、「特に関係支援者等からの働きかけがない状態において、子どもからの被害開示が得られる条件等」を検討する上で重要な視点となりうる。そして第二に、「発覚の経緯を問わず、結果的に(関係支援者等の働きかけ等を含めて)被害の開示が得られた場合」の「開示」が想定された。当該視点は、特に「被害が疑われた場合に、どのような働きかけを行えば開示が得られやすいか」等を検討する上で重要な観点となるだろう。本章の解析では、これらの２つの視点両方を含めた集計・分析を展開する。

「発覚の経緯が子ども本人による開示」である事例の抽出では、設問 B08 における被害発覚の経緯に関する選択肢のうち、「被害児童本人の開示」への該当があるレコードを抽出した。そして、被害発覚の経緯が「被害児童本人の開示」によるものではないものの、結果的に子どもからの被害開示が得られた事例についても検討対象に含める手続きとして、発覚の経緯が被害児童本人の開示に該当する事例に加え、子どもからの被害開示があった場合のみ回答を求める設問 B08・B09・B10・B11・B12 のうち、いずれかで一つでも回答があった事例を「開示が得られた事例」として取り扱った。

その他の主要な項目として、主たる被害児童の発覚時年齢は、調査回答時点の年齢から調査回答時点までの経過年数を差し引いて算出した。被害の継続年数は、主たる被害児童の被害発覚時年齢から、被害の初発時点年齢(設問 B05-3)の差を取ることにより作成した。なお、年齢の変数を用いた変数については、月齢も含めた数値処理を行なっている。

10.2.1.2 適格基準

本節の分析において、図 10.17 に示した基礎情報を除き、集計項目における全ての欠損値は除外して扱った。

10.2.2 結果と解釈

本節では、被害の開示に関連して、主に二つの観点から結果を報告する。具体的には、「子どもからの被害開示が得られたか否か」についての知見を 10.2.2.1 節から 10.2.2.3 節に示す。当該知見は、「開示が得られないことによって不足する情報源・見立てが困難になる観点」や「被害が疑われた場合に、子どもからの開示を得るための着眼点」が示唆されうるものと考えられる。また、「発覚の経緯が被害児童本人の開示である事例」に関しては、集計結果を 10.2.2.4 節から 10.2.2.7 節に示す。当該観点からの集計結果は、「発覚の契機として、子どもからの開示が得られにくい(あるいは、得られやすい)事例には、どのような特徴があるか」といった視点から解釈されうる。

10.2.2.1 開示の得られた事例と開示の得られていない事例の該当件数

調査票 B で得られた事例データ 1005 件のうち、組み入れ基準を満たした事例で、被害児童からの開示に該当報告のあった事例は 708 件となり、開示に該当報告のない事例は 297 件となった(図 10.1)。以降、子どもからの被害開示の有無を扱う各種集計には、当該データを使用する。

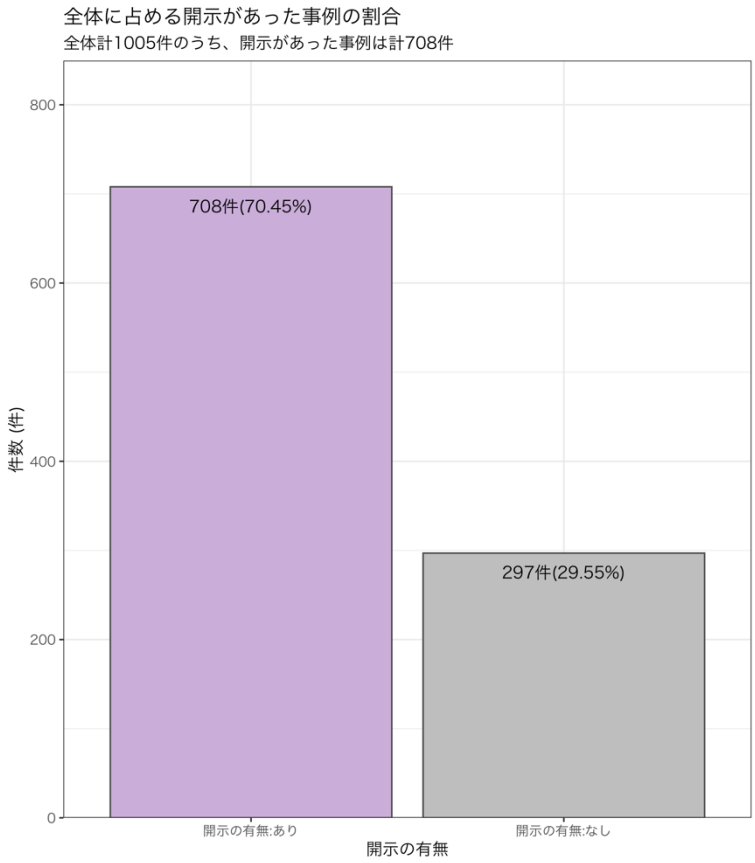

図 10.1 子どもからの被害開示に該当報告のあった事例と該当のなかった事例の組入件数

10.2.2.2 開示の有無で比較する事例の差異

開示のあった事例と開示のなかった事例についての比較を行う。

まず、発覚のタイミングについて集計を行った結果、通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害内容を含んだ通告・相談であった事例は、開示のあった事例のうち 72.91%(498 件)、開示のなかった事例で 69.44%(25 件)であった(図 10.2)。なお、開示への該当報告がなかった 297 件の事例のうち、当該設問に該当報告が得られた件数は 36 件となっており、欠損率が極めて高い。「開示の得られなかった事例」に関して、解釈に強い保留があることに留意されたい。

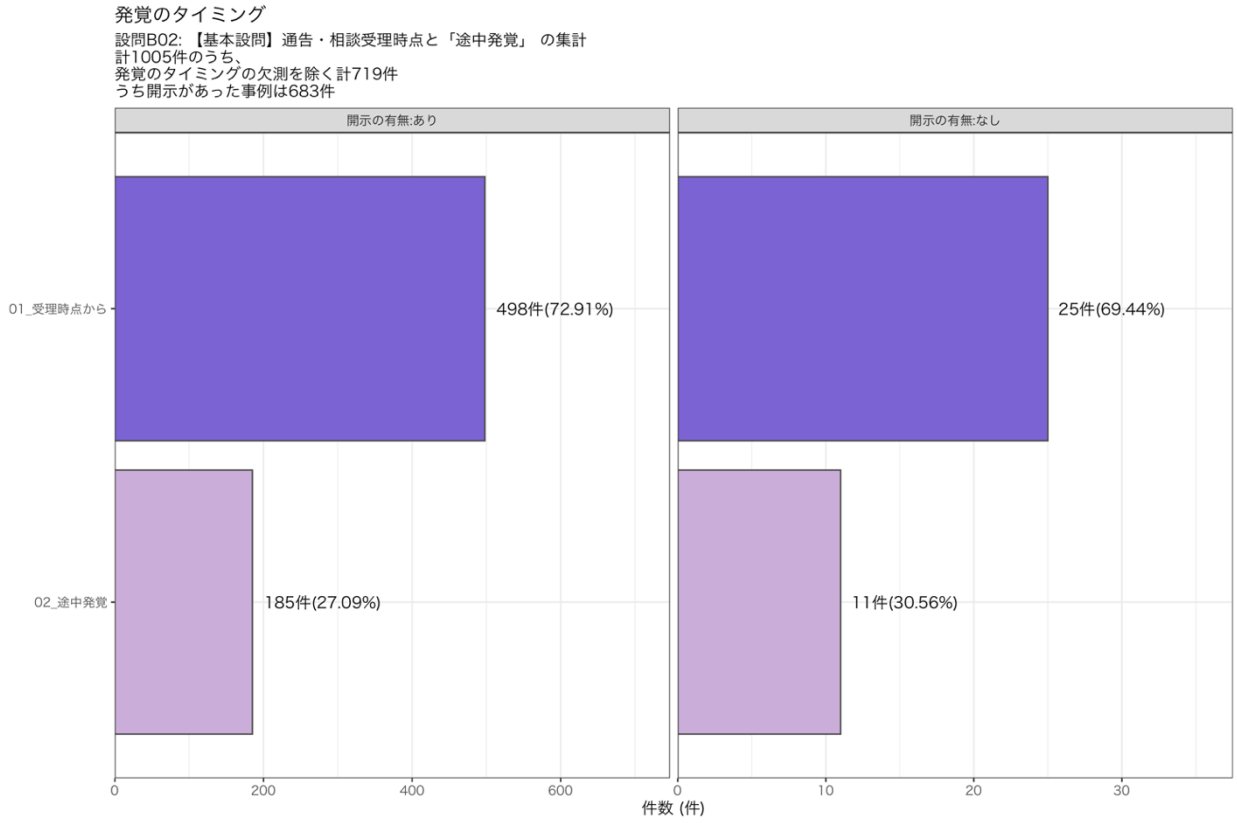

図 10.2 開示の有無ごとの発覚のタイミング

続いて、被害開示の有無を集計軸として、「最初の受理区分」に関する集計を行った(図 10.3)。開示のあった事例のうち最初の受理区分として「性的虐待」または「(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト」として受理された事例の割合が最も多く 59.94%(422 件)であり、次いで身体的虐待（9.66%、68 件）、性被害関連ではないネグレクト（9.23%、65 件）であった。開示がなかった事例では最初の受理区分の欠測値が多く、32 件のみであることに留意されたい。

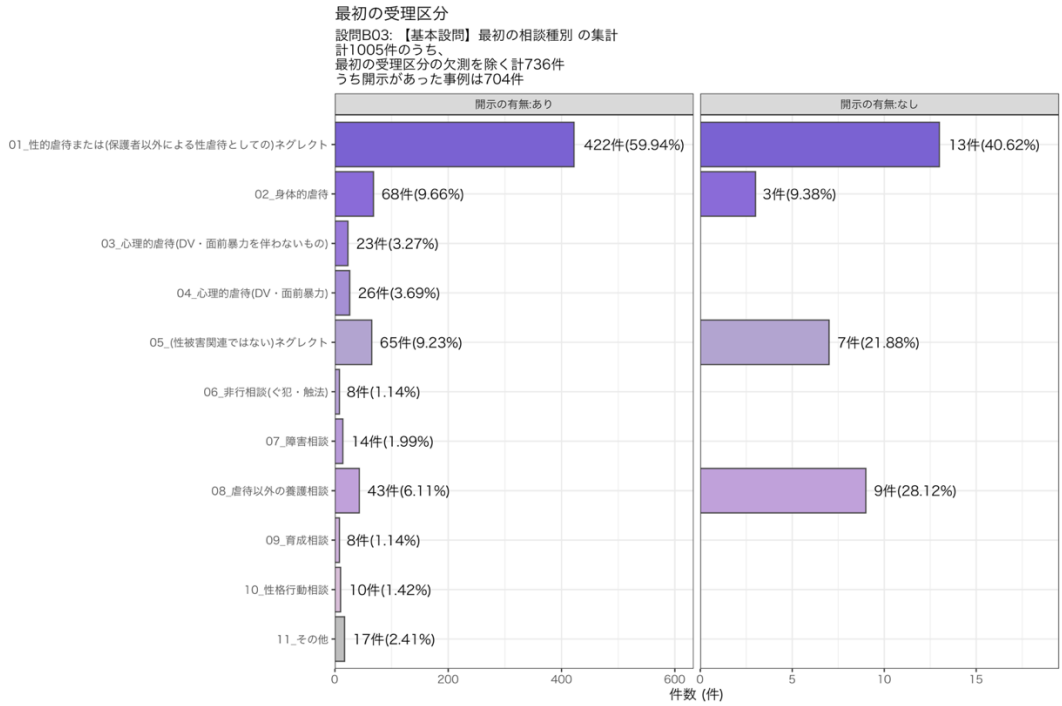

図 10.3 開示の有無ごとの最初の受理区分

主たる被害児童の性別については、開示の得られた事例のうち、男児の割合が 5.97%(42 件)であったのに対し、開示の得られていない事例では 19.35%(6 件)となった(図 10.4)。開示の得られていない事例では、被害児童の性別の欠測値が多く、31 件のみの事例が対象となっていることに留意すべきだが、男児における家庭内性被害については、開示が得られにくいという可能性が指摘されうる。

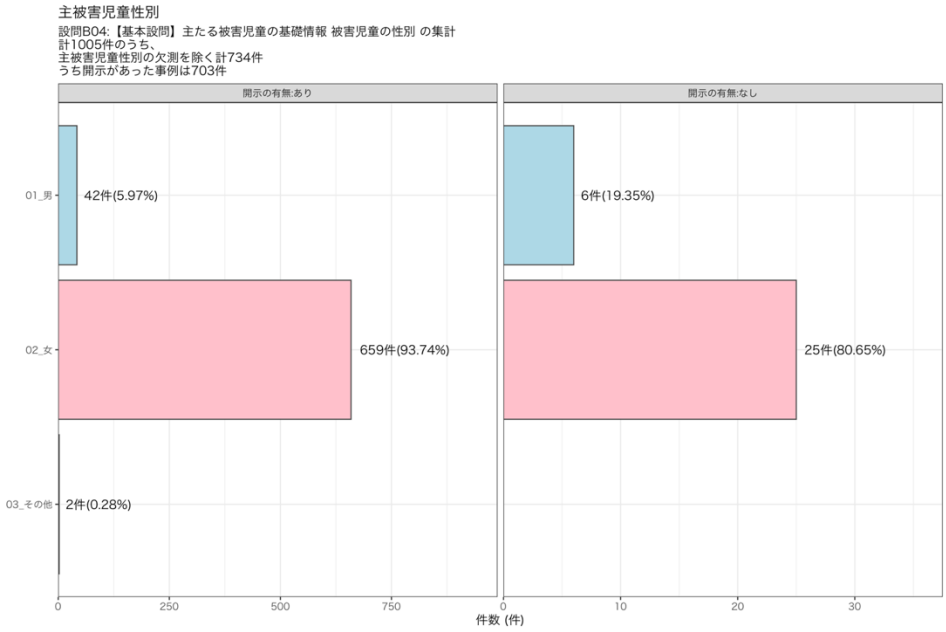

図 10.4 開示の有無ごとの性別集計

続いて、主たる被害児童に随伴する問題について集計した結果を図 10.5 に示す。開示の得られていない事例については欠損値が多く解釈に強い保留が必要となるものの、開示の得られた事例では「身体的虐待」や「心理的虐待」などの「心身暴力的な随伴問題」への該当率が高く、開示の得られていない事例では心身暴力的な随伴問題への該当率がやや低い傾向にあった。そして、同じく開示の得られていない事例については、ネグレクトを中心に「養育困難」等の養育課題に関連する随伴事項への該当率が高い傾向がうかがえた。今後の精緻な検討が必要であるものの、「開示が得られやすい」、あるいは「開示が得られにくい」という事態が発生する背景課題の存在がうかがわれた。

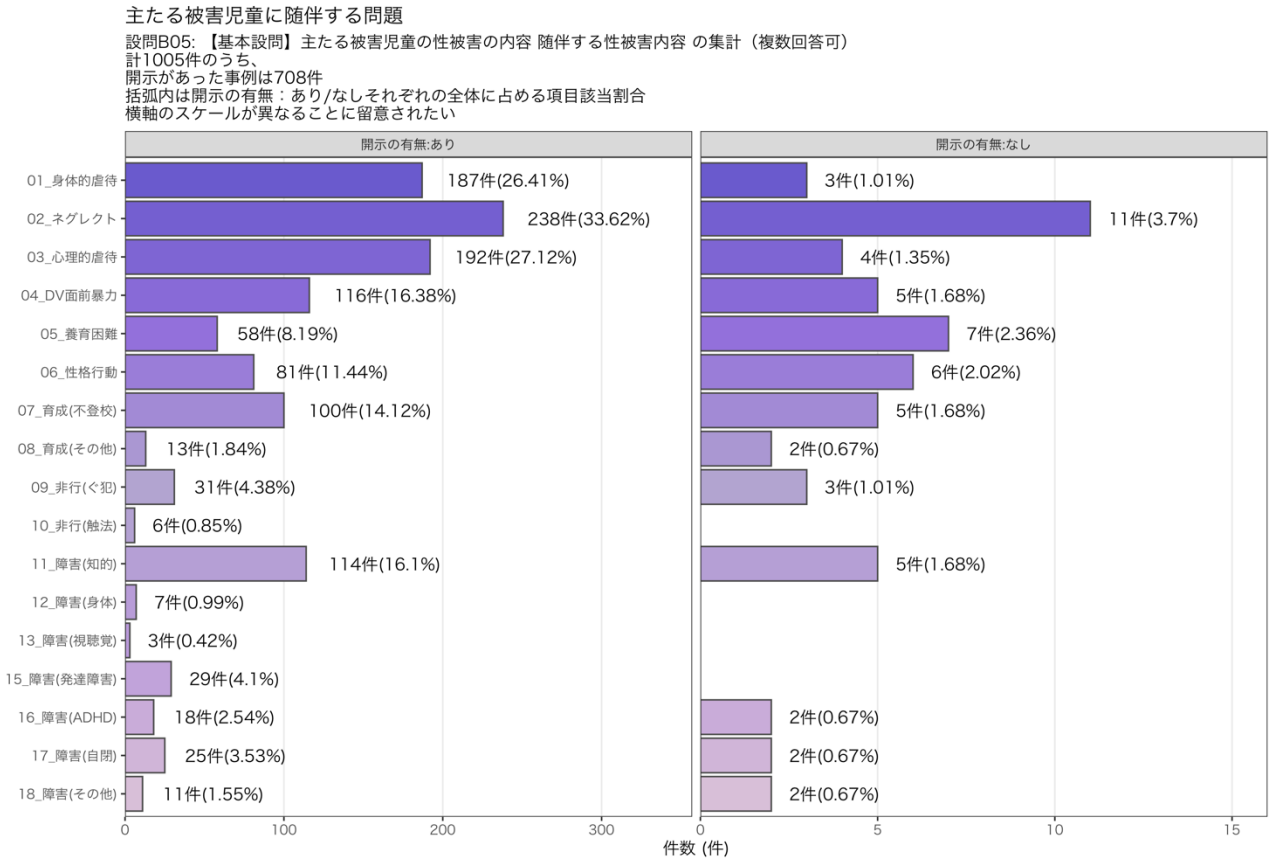

図 10.5 開示の有無別　主たる被害児童の随伴事項

主たる被害児童の知的水準について集計した結果を図 10.6 に示す。知的水準が「非常に低い」および「低い」に該当する事例は、子どもからの開示が得られた事例のうち 30.57%(170 件)、開示の得られていない事例で 32%(8 件)となった。開示の有無別で、被害児童の知的水準に明確な差は認められなかった。このとき、「知的障害等を持つ子どもの場合、被害の自覚や抵抗感を持たずに淡々と被害を語ることがある」と見立てる報告もある一方で、全体を俯瞰した場合には、子どもの知的水準が開示に大きく影響する傾向は、本事業調査の結果からは抽出されなかった。

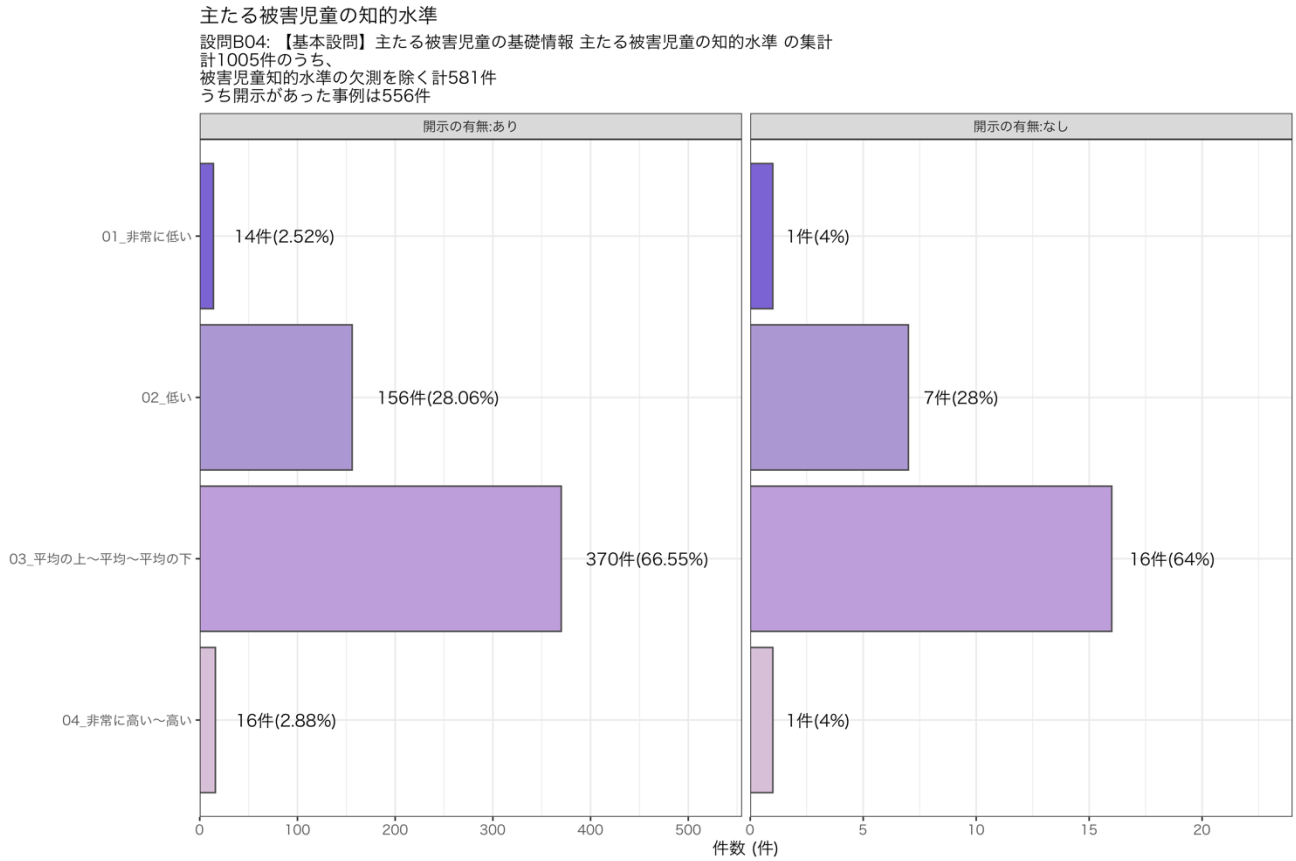

図 10.6 開示の有無別　主たる被害児童の知的水準

続いて、開示の有無別での被害内容の集計結果を図 10.7 に示す。子どもからの開示が得られた事例と開示の得られていない事例の両者に共通して「身体接触」が最も多い一方で、「性器性交の被害があっても開示に該当報告のない事例」があることや、「開示の得られていない事例では、性行為を見せる・性的なビデオ等を見せる」などの非接触性被害への該当率が高い傾向が観察されるなどの結果が得られた。先述のとおり、欠損による例数の不足から明確な解釈はできない点には改めて留意されたい。

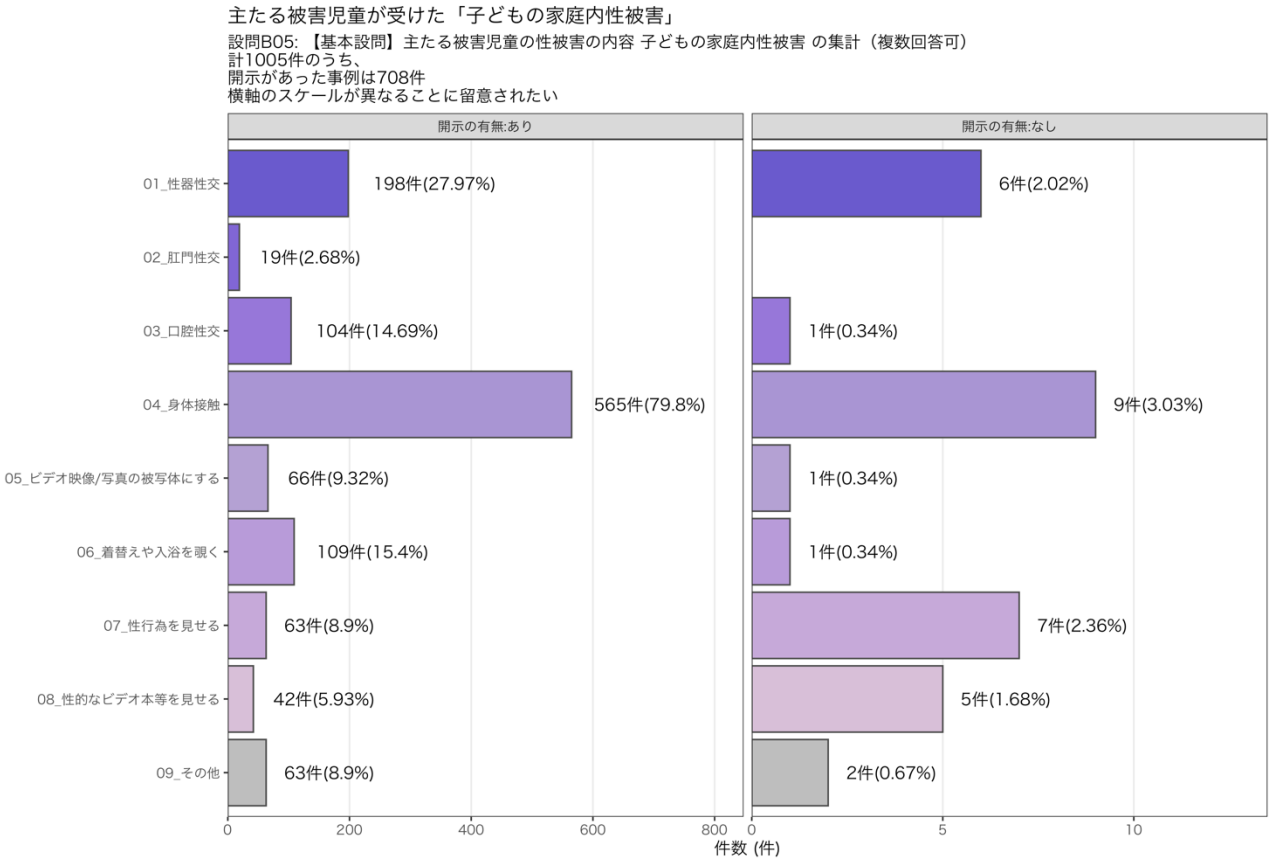

図 10.7 開示の有無別　被害内容

被害に対する確証の水準について集計した結果、被害の【確証がある】とされた事例は、開示の得られた事例のうちの 64.13%(447 件)、開示の得られていない事例で 35.71%(10 件)となった (図 10.8)。また、被害が【懸念される】水準とされた事例は、開示の得られた事例の 12.2%(85 件)、開示がなかった事例で 39.29%(11 件)であり、開示の得られた事例の方が確証の水準が高い傾向にあると解釈できる結果となった。実際の対応場面において、子どもからの被害開示が重要な情報源であることが示されたものと言える。なお、開示がなかった事例では、被害内容の確証・疑いの水準の欠測値が多く、28 件のみであることに留意されたい。

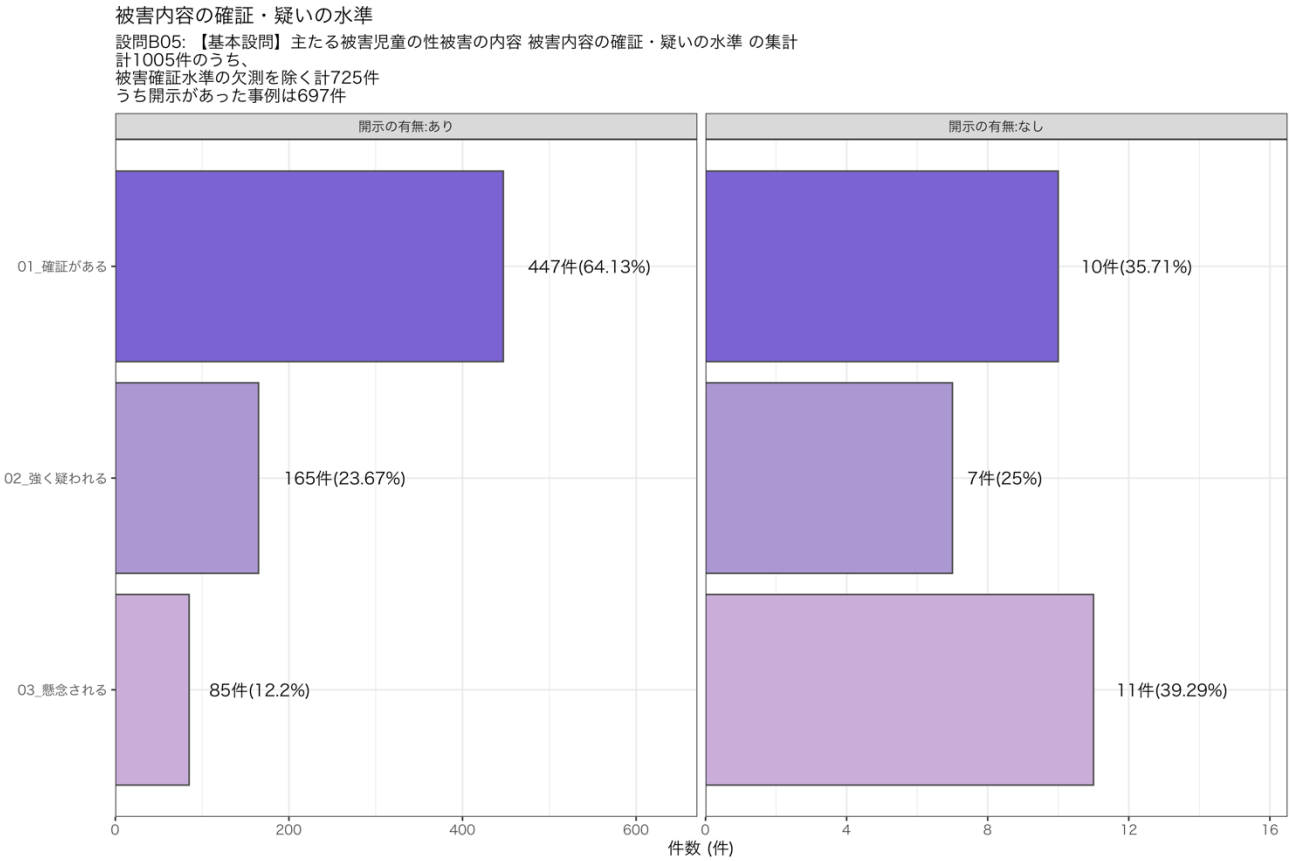

図 10.8 開示の有無別　被害の確証水準

被害の頻度については、開示の得られていない事例で「詳細不明」とする報告例の構成比が高い傾向にあった(図 10.9)。開示の得られていない事例では性被害の頻度の欠測値が多く、29 件のみであることに留意すべきであるが、被害の頻度についても、子どもからの開示がその把握に重要な役割を有していることを反映したものと考えられる。なお、開示の得られた事例についても、被害の頻度について「詳細不明」とする報告例が 17%程度存在することから、被害実態の把握それ自体が元来難しいという背景があることも推測される。

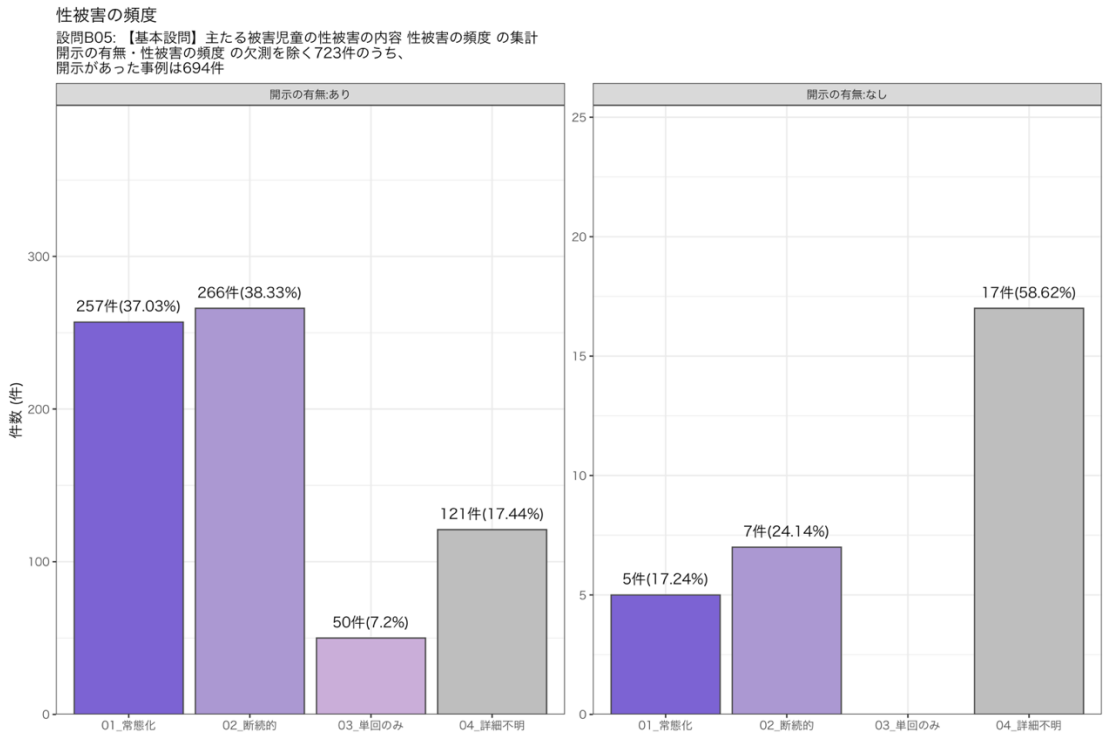

図 10.9 開示の有無別　被害の頻度

世帯情報・養育環境情報について集計した結果を図 10.10 に示す。本事業の調査では、開示の有無別で各種所見に明確な違いは認められなかった。

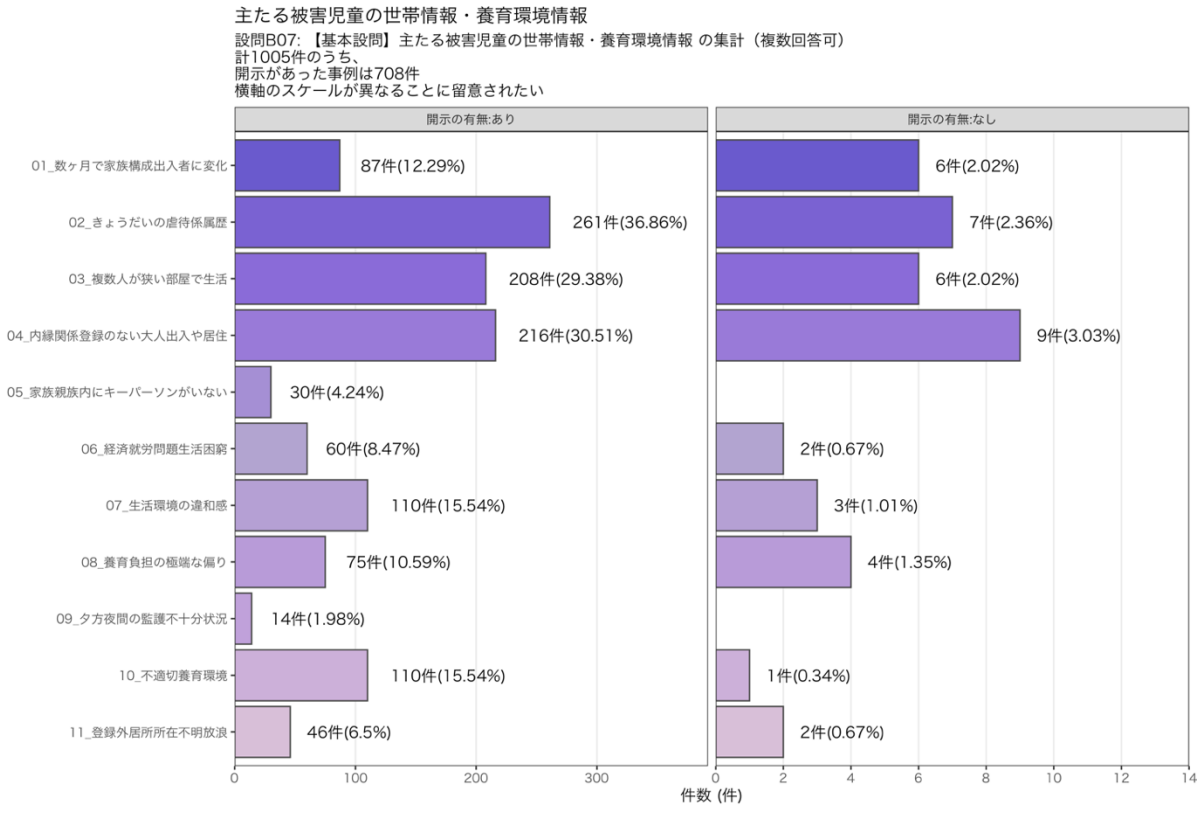

図 10.10 開示の有無別　世帯情報・養育環境情報

10.2.2.3 開示の得られた事例の詳細

以降では、開示の詳細について検討を行うため、開示の得られた事例 708 件についての集計結果を示す。

開示相手・発見者情報の集計では、開示相手・懸念情報の把握者として母(実母以外の母を含む)が最も多く合計 191 件となった(図 10.11)。また、担任教諭が合計 124 件と母親に次いで多い結果となった。その他にも、本事業で提示した選択肢の全てに該当が認められる結果となっていることから、母親や学校関係者等を中心に、様々な立場の者が被害の開示を受けうるものであることが示された。

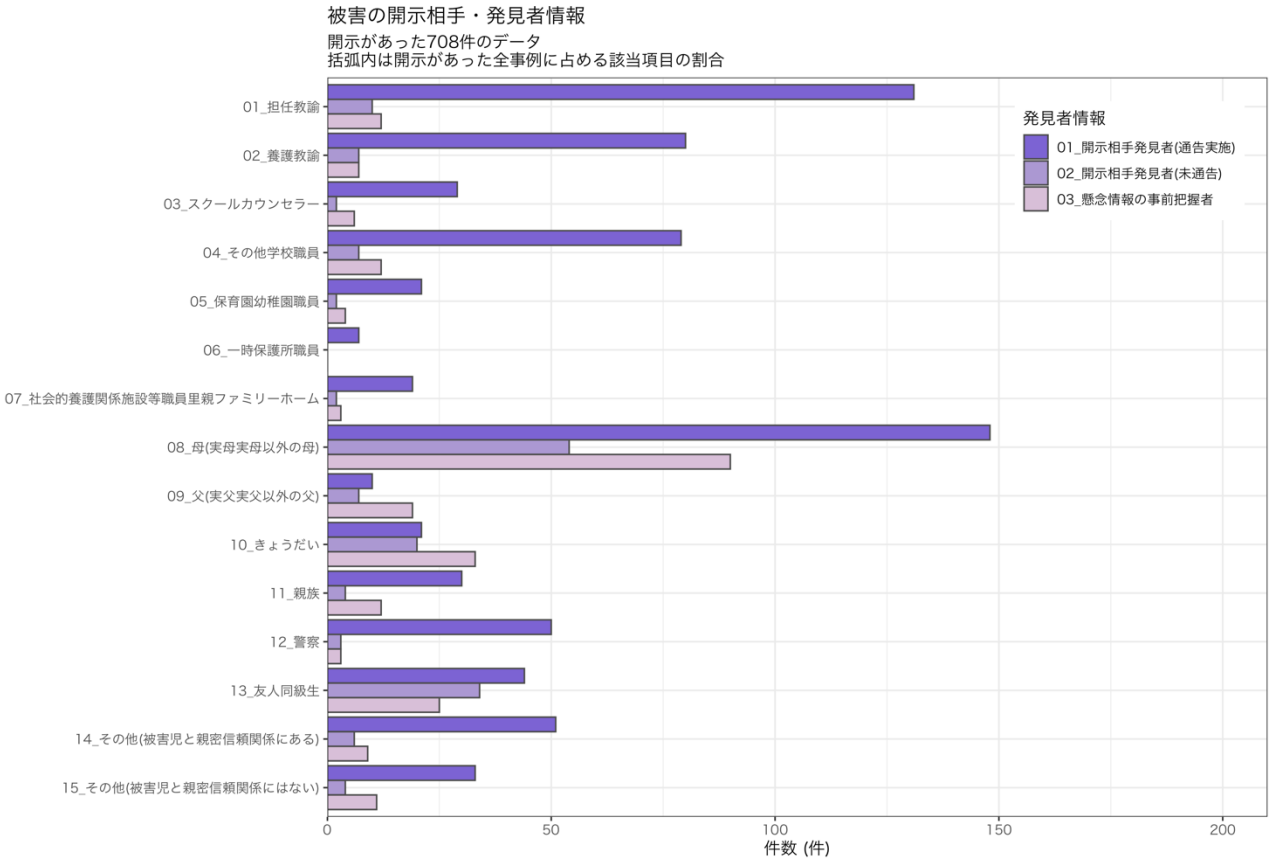

図 10.11 開示の得られた事例における開示相手・発見者情報

ここで、開示相手・発見者(通告実施)は、通告を実施した者であるのに対して、開示相手・発見者(通告未実施）と懸念情報の事前把握者は通告を実施しなかった者となる。通告実施者と通告非実施者について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てて、それぞれの該当報告件数を集計した結果を図 10.12 に示す。集計の結果、父・母・きょうだい・親族および友人・同級生のいずれにおいても、通告の実施に至らなかった者が通告実施者の件数を上回る程度の該当となった。なお、通告実施者と未通告者・懸念情報の把握者については、複数選択が可能な設

問形式であったために一部重複が発生しているが、それらを考慮した場合であっても、「当該未通告者・懸念情報の事前把握者に対するアプローチによって、同程度の件数の被害が、より早期に発見されうる」ものと解釈できるだろう。被害児童から見て近しい関係にある者へのアプローチは、被害の早期発見に大きく貢献する対象の一角を成しているものと考えられる。

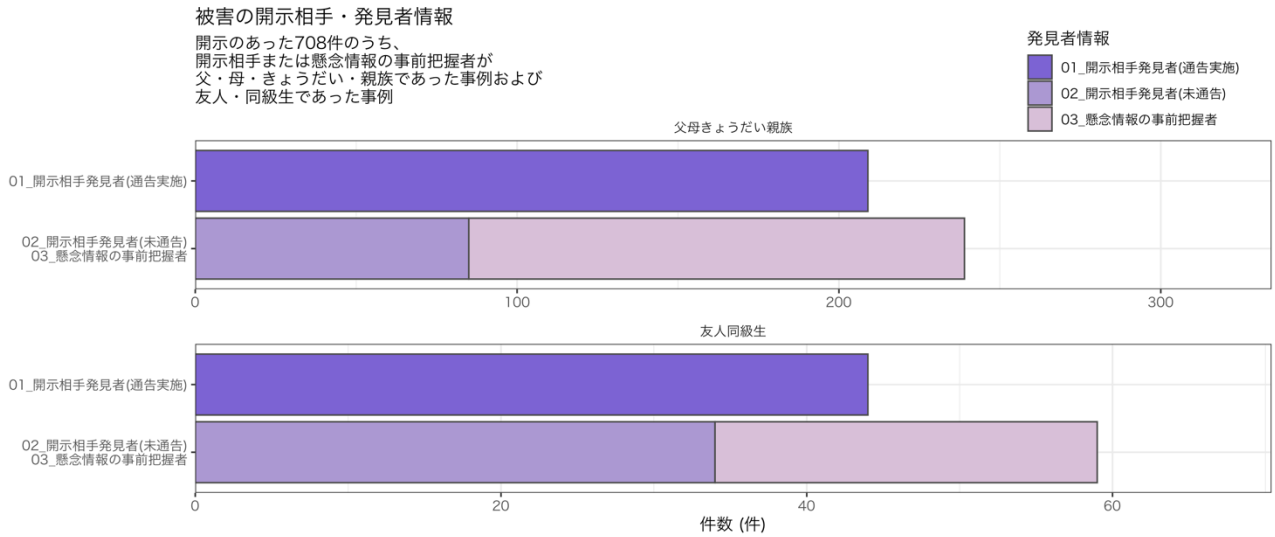

図 10.12 開示の得られた事例における開示相手・発見者情報(家族・親族および友人・同級生)

続いて、開示の様相について集計した結果を図 10.13 に示す。389 件の事例で、「子どもから被害内容の積極的な開示があった・または子どもと加害者の分離介入を積極的に検討する上で十分な情報量の開示があった」一方で、125 件の事例では「一部答えない・答えられない状況」に該当した。また、25 件の事例では「被害のほのめかしやすり替え」が認められ、22 件の事例では「開示内容の撤回」があった。さらに、23 件の事例では「説得力がないまたは矛盾した証言があった」といった様相への該当が見られた。後続の統計解析では、これらの全てを「開示が得られた」事例として扱っているが、その内実として、必ずしも「十分な開示」が得られているわけではないことに留意されたい。また、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、第 6 章にも整理したとおり、子どもからの開示が認められたとしても完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであるという前提を踏まえる必要がある。

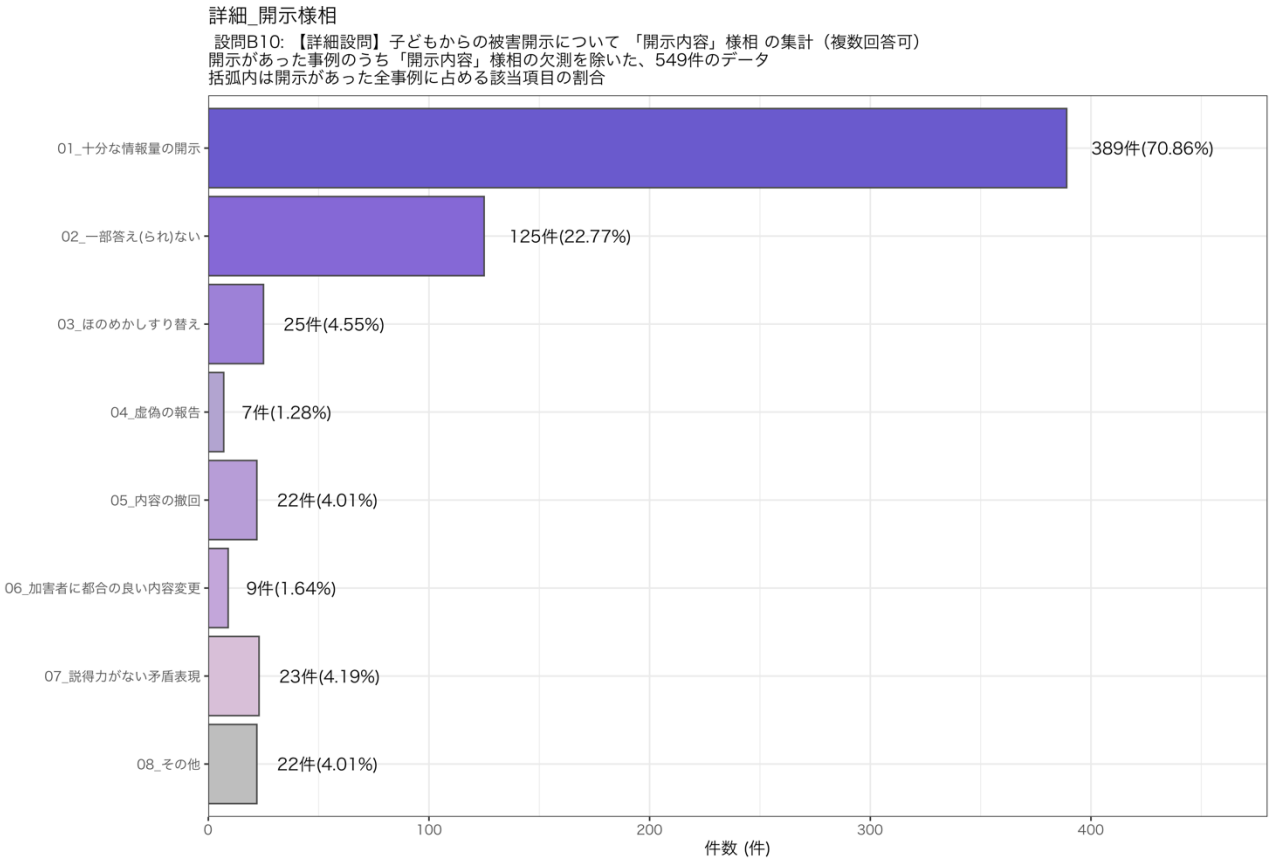

図 10.13 開示の得られた事例における開示の様相

開示された内容について、その情報量変化に焦点を当てた設問について集計を行ったところ(図 10.14)、328 件で開示範囲の拡大が見られた一方、開示範囲の縮小が 86 件、開示内容が頻繁に変化(する・相手やタイミングでちぐはぐであった事例が 37 件となった。

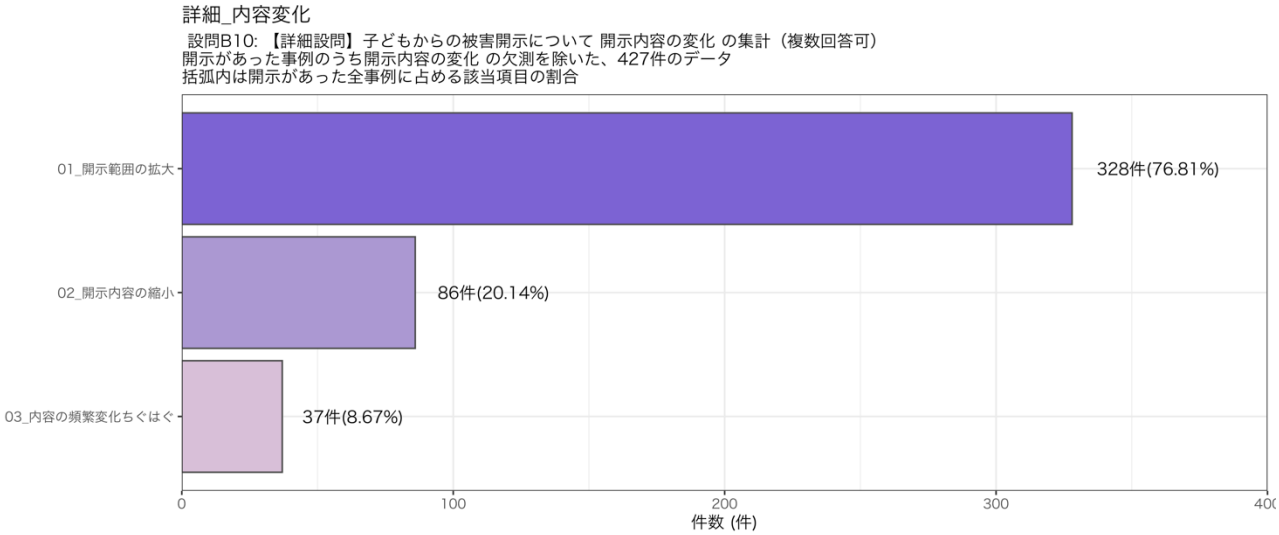

図 10.14 開示の得られた事例における開示された情報量の変化

回答者による主観評定の結果として得られた「開示の契機・想定背景要因」については、「加害者分離・安全確保」が 218 件と最多を占めており、「被開示者への信頼」が 204 件と続いた(図 10.15)。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々であることを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。したがって、第 6 章でも述べたとおり、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

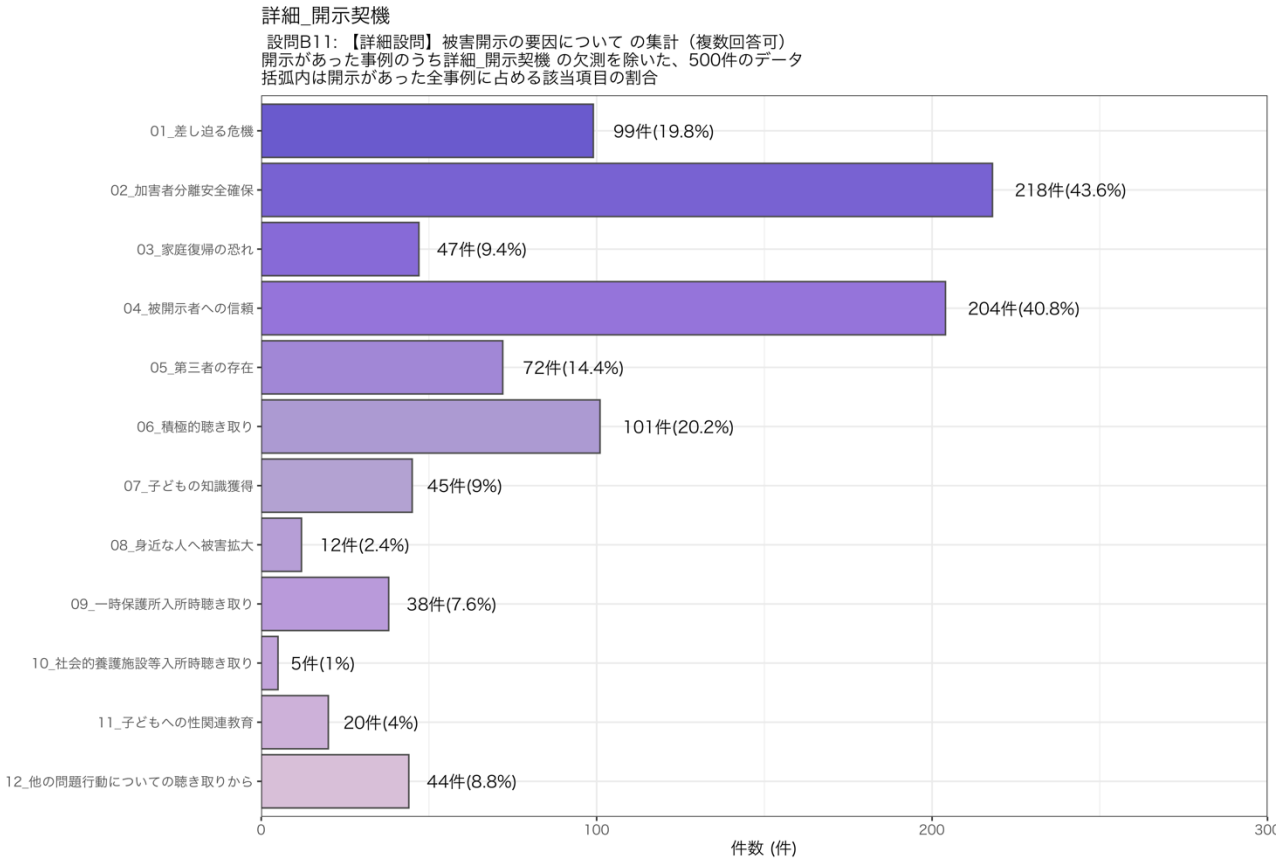

図 10.15 開示の有無ごとの開示の契機

10.2.2.4 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の集計

ここからは、「発覚の経緯が被害児童本人の開示である事例」に関する集計結果について整理する。集計結果は、「発覚の経緯として、子どもからの開示が得られにくい(あるいは、得られやすい)事例には、どのような特徴があるか」といった視点から解釈されうるものである。調査票 B で得られた事例データ 1,005 件のうち、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例は 485 件で

あった(図 10.16)。なお、欠測であった 288 件の中には「本設問は回答困難です」にチェックがついた事例も含まれている。

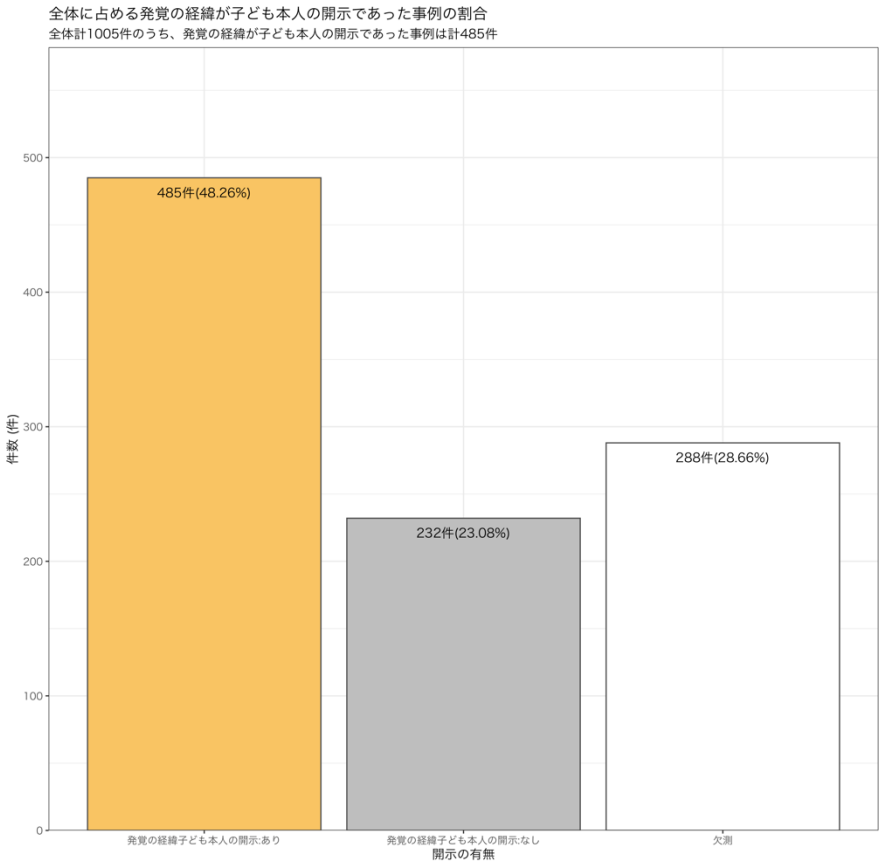

図 10.16 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例

本調査で得られた開示があった事例のうち、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の割合は 69.4%であった(図 10.17)。本事例データは無作為抽出により得られたものではないため、割合が実情を反映しているとは限らないことに留意されたい。発覚の経緯が被害児童本人の開示ではないが開示があったと計上された事例は、周囲からの発見により被害が発覚したあとに何らかのタイミングで開示が行われたものと了解できる。

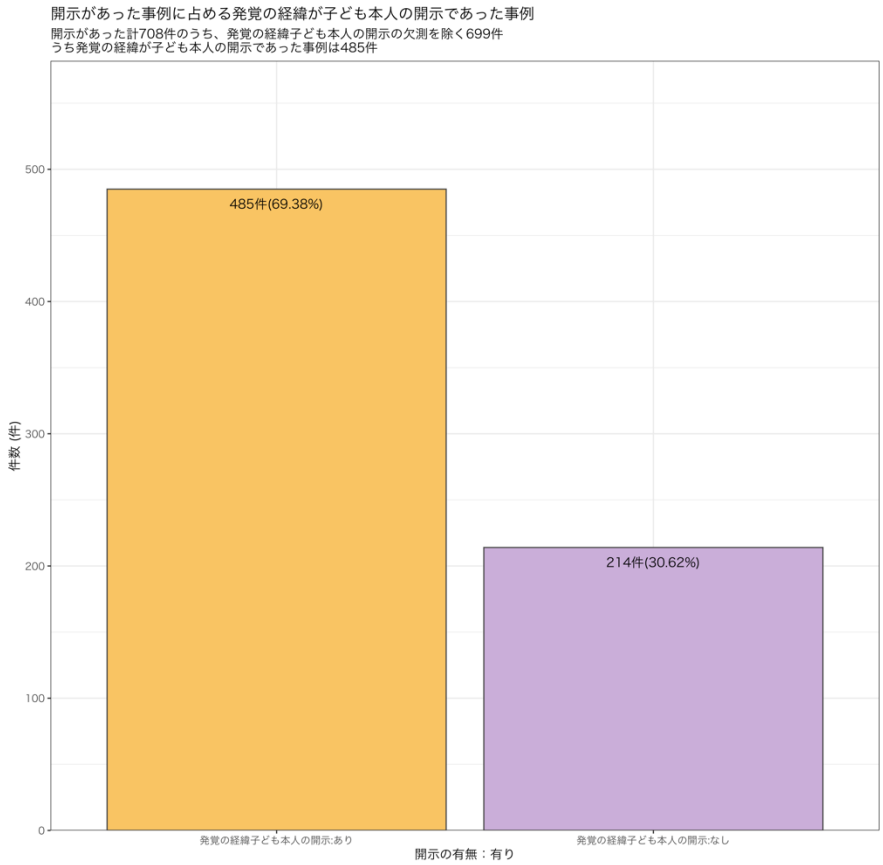

図 10.17 開示があった事例に占める発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例

10.2.2.5 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例と周囲からの発見による事例の差異

以降では、発覚の経緯が被害児童本人の開示であったと報告された事例と、周囲による発覚であった事例の比較を行うため、発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目での欠測値を除く計 717 件についての集計結果を示す。

発覚のタイミングについては、通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害内容を含んだ通告・相談であった事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の 74.0%で該当が認められ、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 70.4%の該当となり、経緯別で顕著な差は認められなかった(図 10.18)。

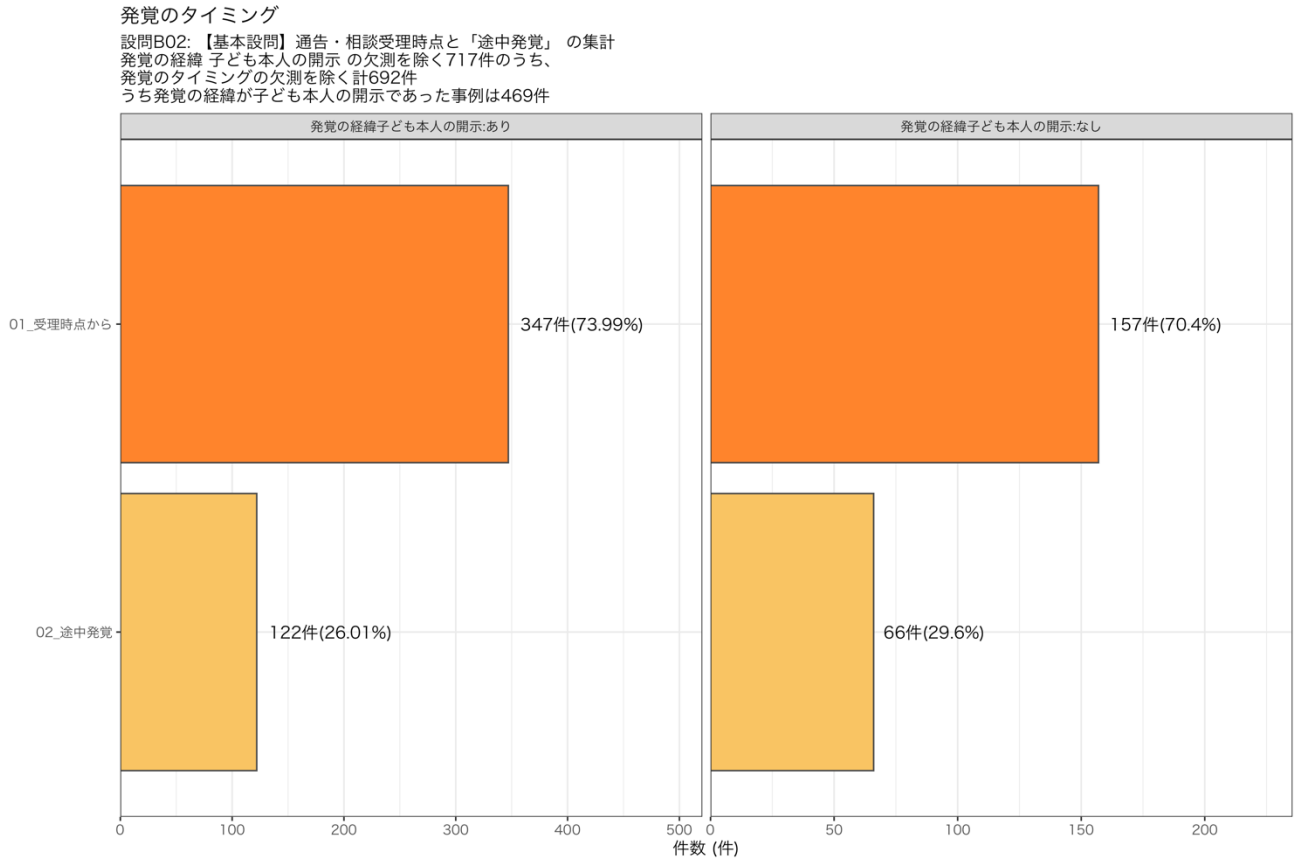

図 10.18 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする発覚のタイミング

続いて、発覚の経緯別での最初の受理区分に関する集計結果を示す(図 10.19)。性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクトとして受理された事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうち 60.7%となり、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 57.8%となった。発覚の経緯が被害児童本人の開示であったか否かによって、最初の受理区分に特筆すべき差異は認められなかった。

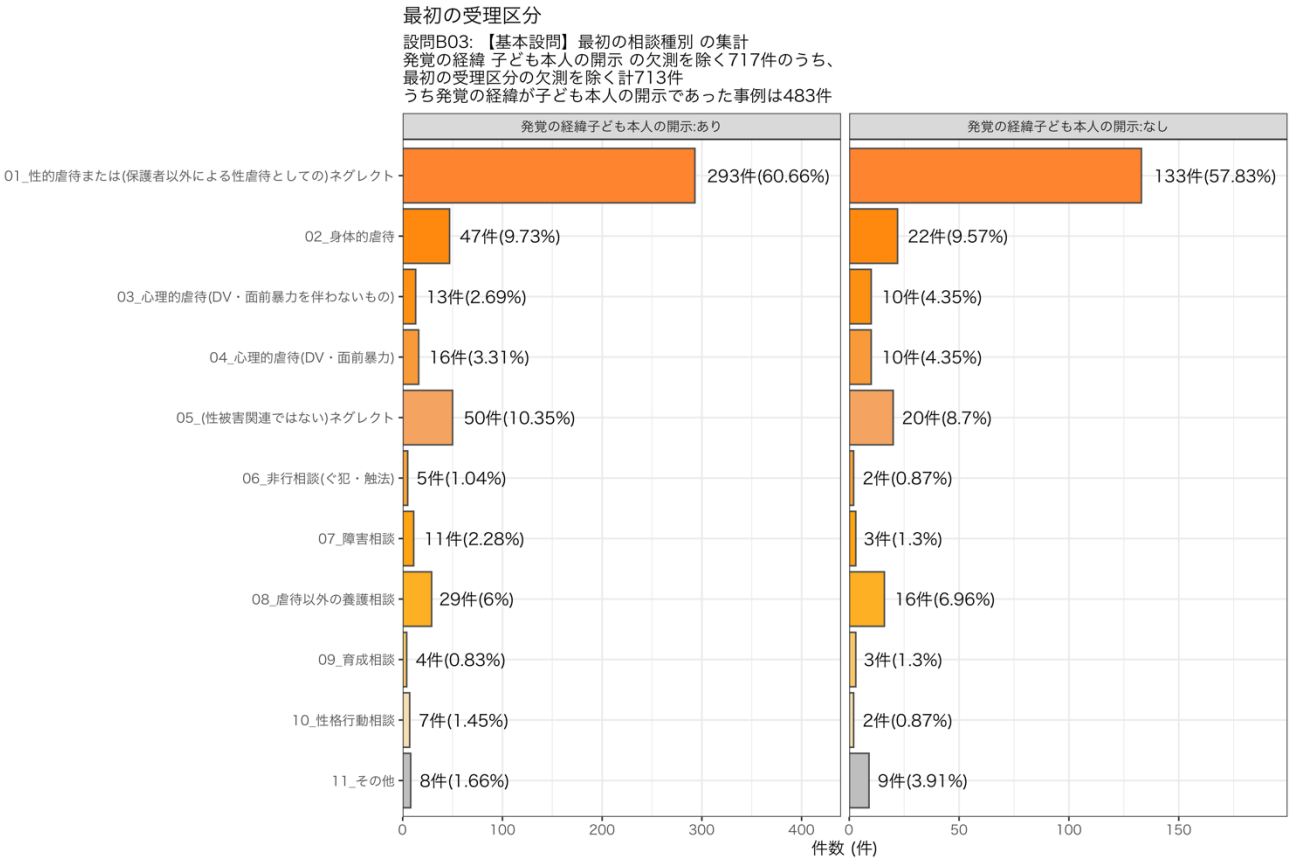

図 10.19 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 最初の受理区分

主たる被害児童の性別について集計を行った結果、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における男児の割合は 4.37%となった。これに対し、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では、男児の割合が 10.82%となった。被害を受けた男児においては、発覚の経緯が周囲からの発見による場合がやや多い傾向が観察された (図 10.20)。なお、男子児童における性被害についての詳細な解析は、第 11 章を参照されたい。

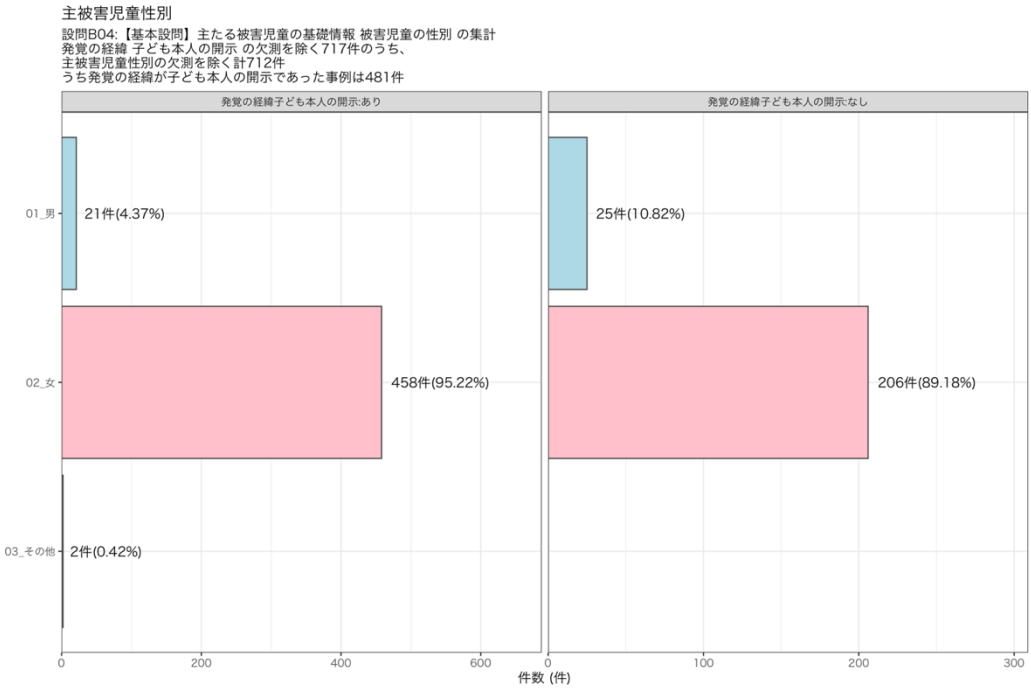

図 10.20 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 主たる被害児童の性別

主たる被害児童に随伴する問題および障害について集計した結果を図 10.21 に示す。発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例および周囲による発覚である事例で、特異的な違いは見られなかった。

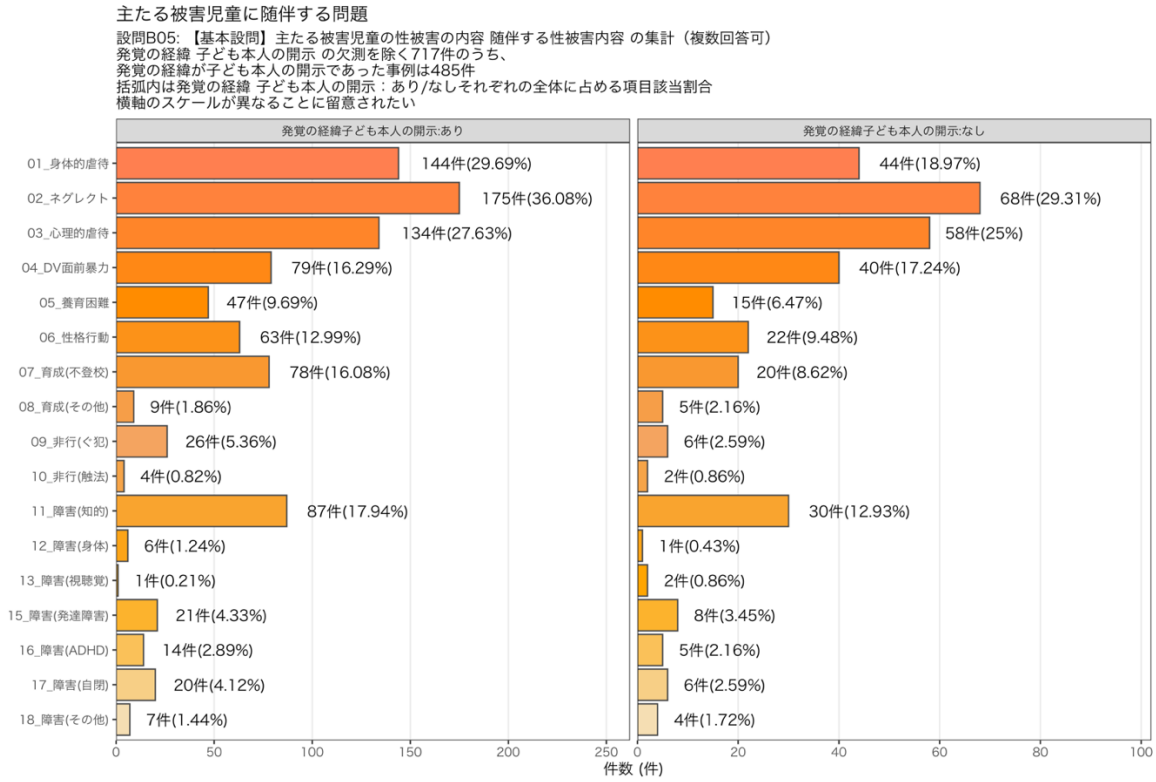

図 10.21 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害児童の随伴事項

続いて、主たる被害児童の知的水準について集計した結果を図 10.22 に示す。知的水準が、「非常に低い」および「低い」に該当する事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうち 32.33%(129 件)、発覚の経緯が周囲からの発見による事例で 27.27%(45 件)であった。発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例と周囲からの発覚事例の間に特異的な違いは見られなかった。

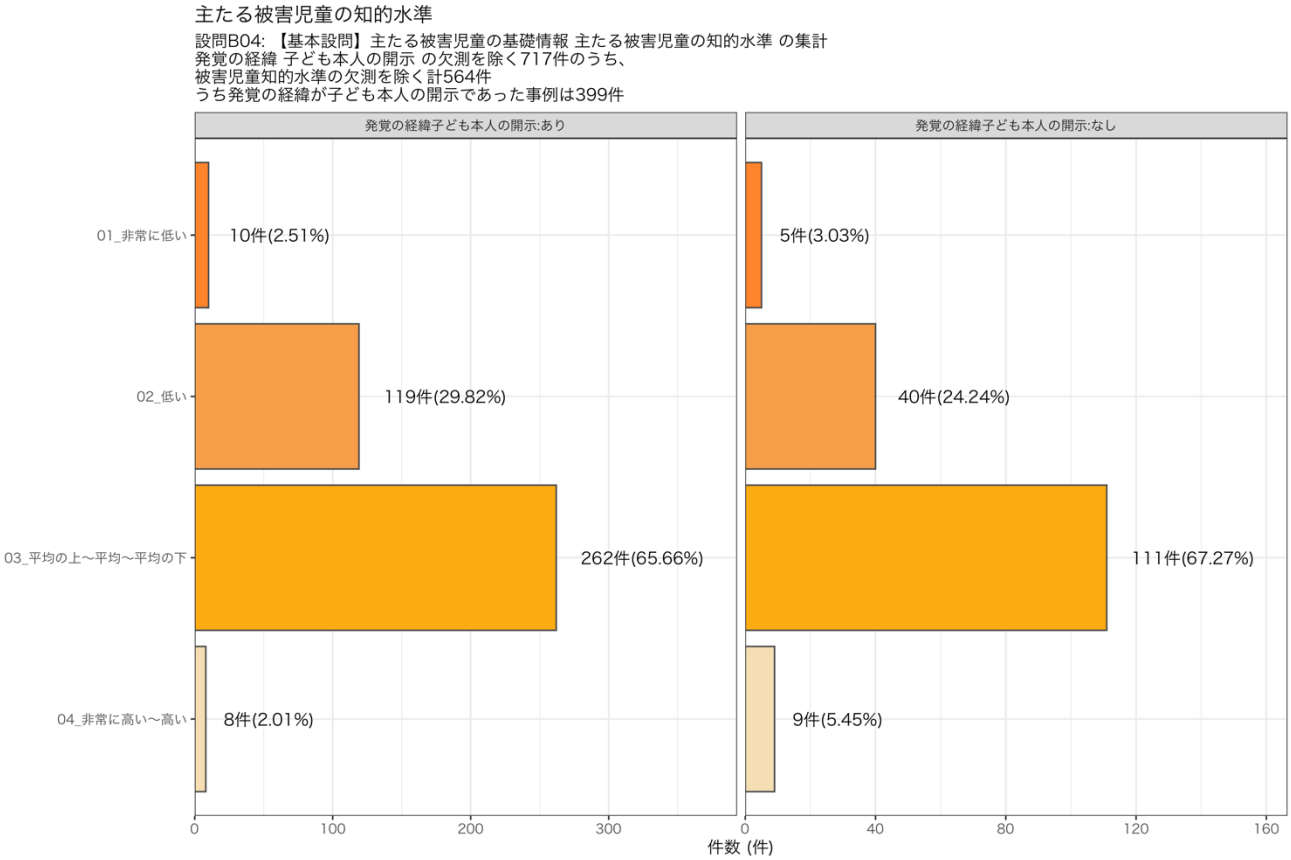

図 10.22 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする
主たる被害児童の知的水準

発覚の経緯別で被害内容を集計した結果、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例と、周囲からの発見による事例の両者に共通して、身体接触に該当した事例が最も多い結果となった(図 10.23)。また、「性器性交」、「口腔性交」、「身体接触」やその他の非接触性被害のいずれにおいても、「周囲からの発覚」に基づく場合があることが示された。

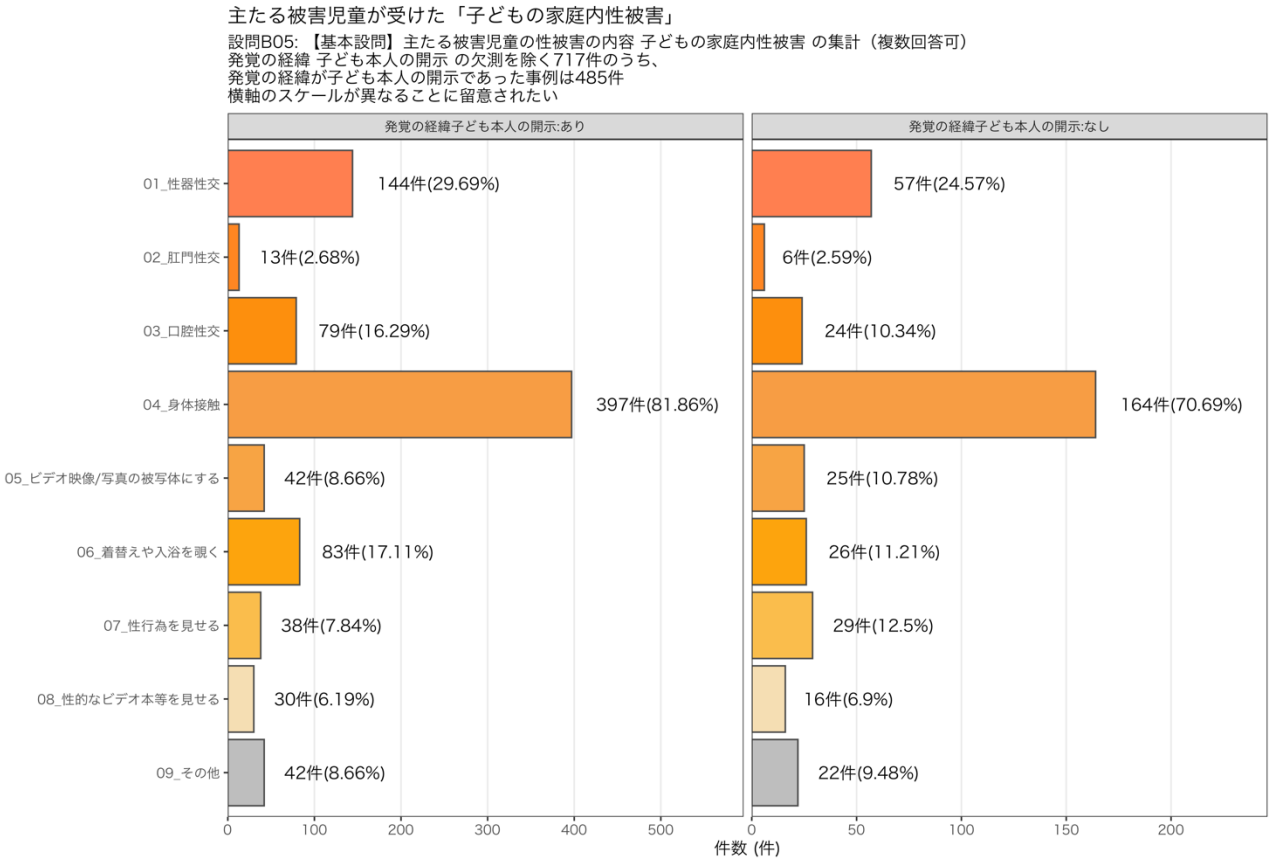

図 10.23 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害内容

被害の確証水準について集計した結果、被害の【確証がある】事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の 67.7%で該当が認められ、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 55.3%の該当率となった(図 10.24)。また、被害の疑いが【懸念される】水準であった事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうちの 6.5%、発覚の経緯が周囲からの発見による事例で 26.1%となった。被害発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の方が、被害の確証性が高い傾向にあることが示された。

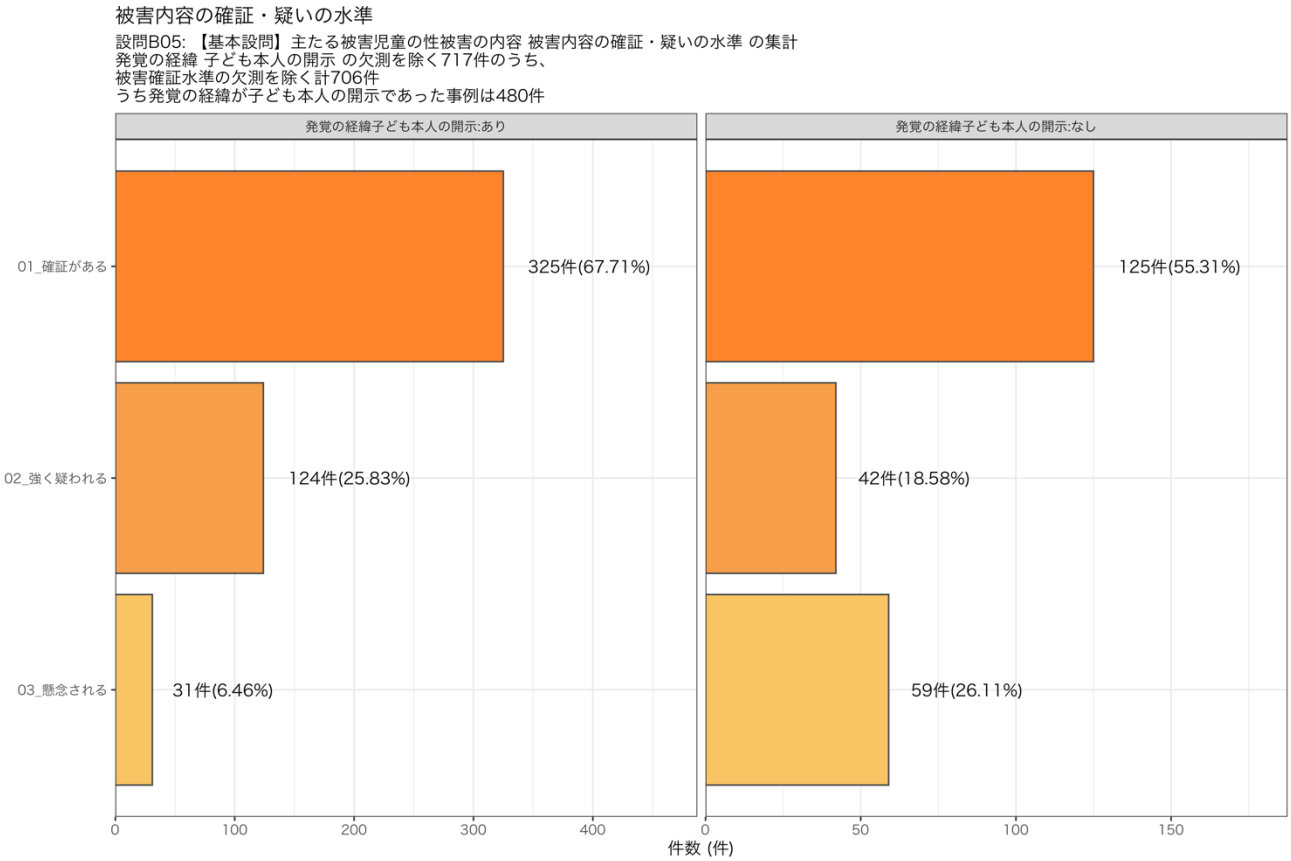

図 10.24 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする　被害の確証水準

被害の頻度については、発覚の経緯が被害児童本人の開示であるか否かにかかわらず、およそ共通した傾向が認められたものの、周囲からの発見による事例の方が被害の頻度について「詳細不明」とする報告例が多いことが認められた(図 10.25)。開示を契機とする事例でも、被害の具体的な側面(頻度)が把握されにくいことに加え、周囲からの発覚事例では特に詳細把握が困難となりやすい可能性が示唆されたものと言える。

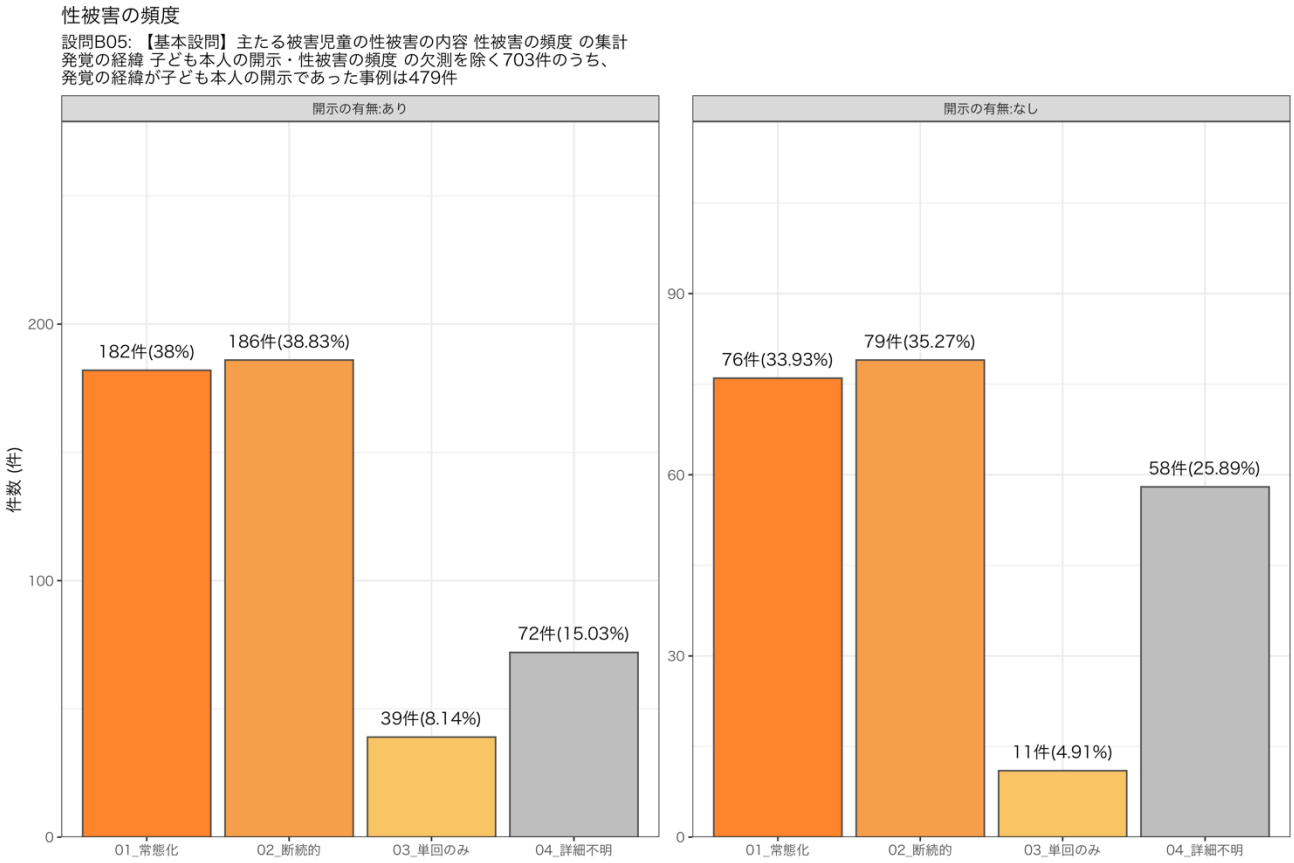

図 10.25 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害の頻度

発覚の経緯別で世帯情報・養育環境情報について集計した結果を図 10.26 に示す。世帯情報・養育環境情報については、発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例および周囲による発覚である事例で、特異的な違いは見られなかった。

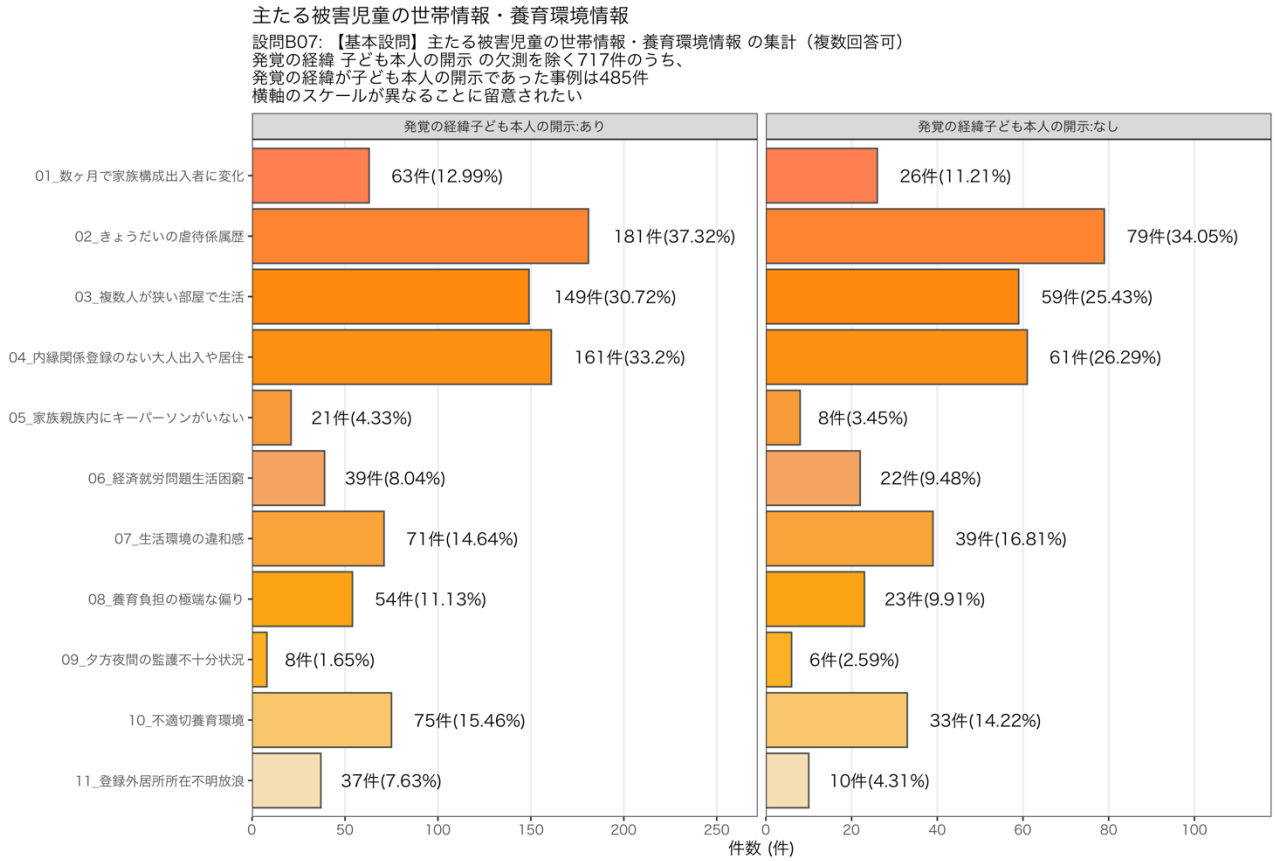

図 10.26 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 世帯情報・養育環境情報

10.2.2.6 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における開示の詳細

以降では、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における開示の詳細について検討を行うため、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった計 485 件について変数ごとの集計を行った結果を示す。なお、変数に含まれる欠測値は適宜除外している。

まず、開示相手・発見者に関する情報の集計結果を図 10.27 に示す。開示相手として最も多いのは母（実母以外の母を含む）で合計 191 件であり、次いで担任教諭で合わせて 124 件であった。

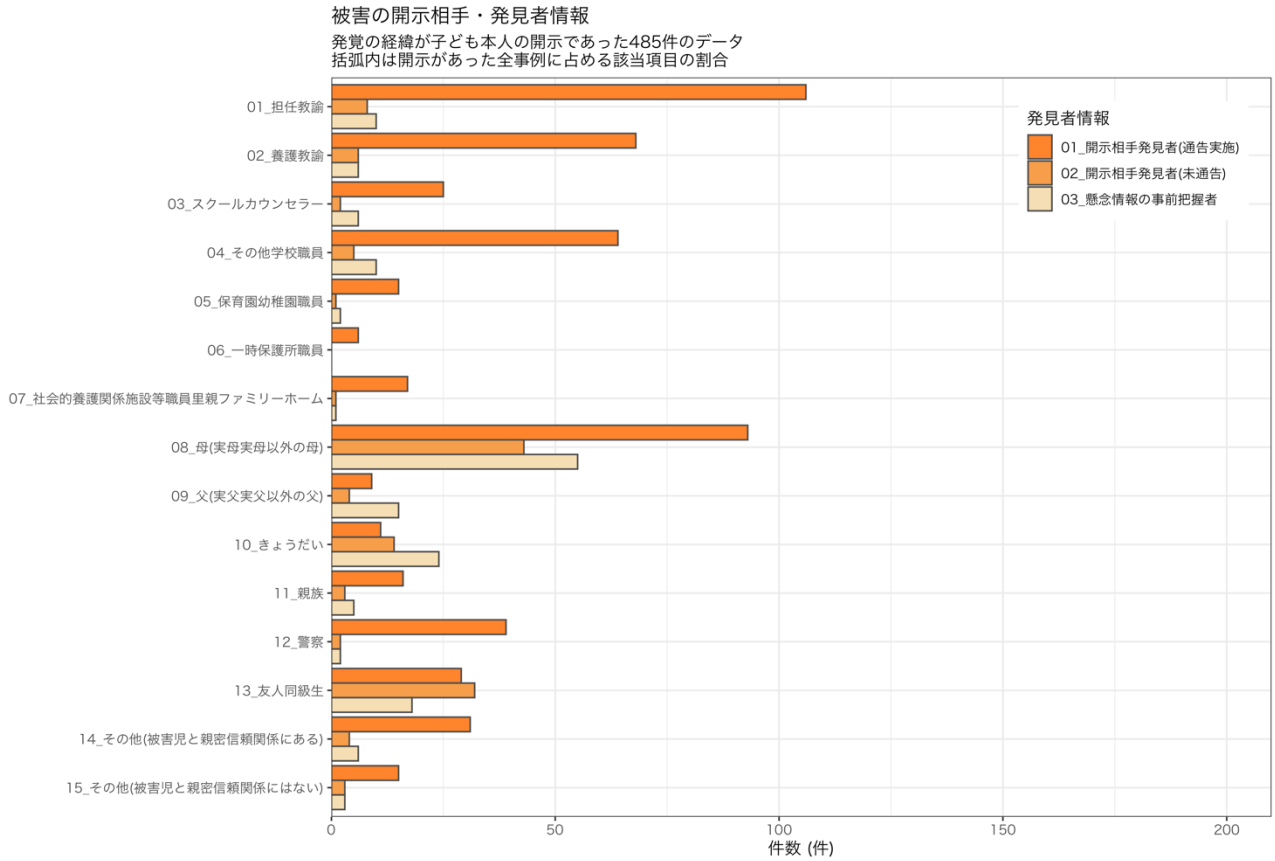

図 10.27 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示相手・発見者情報

ここで、開示相手・発見者(通告実施)は通告を実施した者であるのに対して、開示相手・発見者(通告未実施）と懸念情報の事前把握者は通告を実施しなかった者となる。通告実施者と通告非実施者について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てて、それぞれの該当報告件数を集計した結果を図 10.28 に示す。集計の結果、「父」、「母」、「きょうだい」、「親族」および「友人・同級生」のいずれにおいても、通告の実施に至らなかった者が通告実施者の件数を上回る程度の該当となった。なお、通告実施者と未通告者・懸念情報の把握者については、複数選択が可能な設問形式であったために一部重複が発生しているが、それらを考慮した場合であっても「当該未通告者・懸念情報の事前把握者に対するアプローチによって、同程度の件数の被害が、より早期に発見されうるもの」と解釈できるだろう。被害児童からみて近しい関係にある者へのアプローチは、被害の早期発見に大きく貢献する対象の一角を成しているものと考えられる。

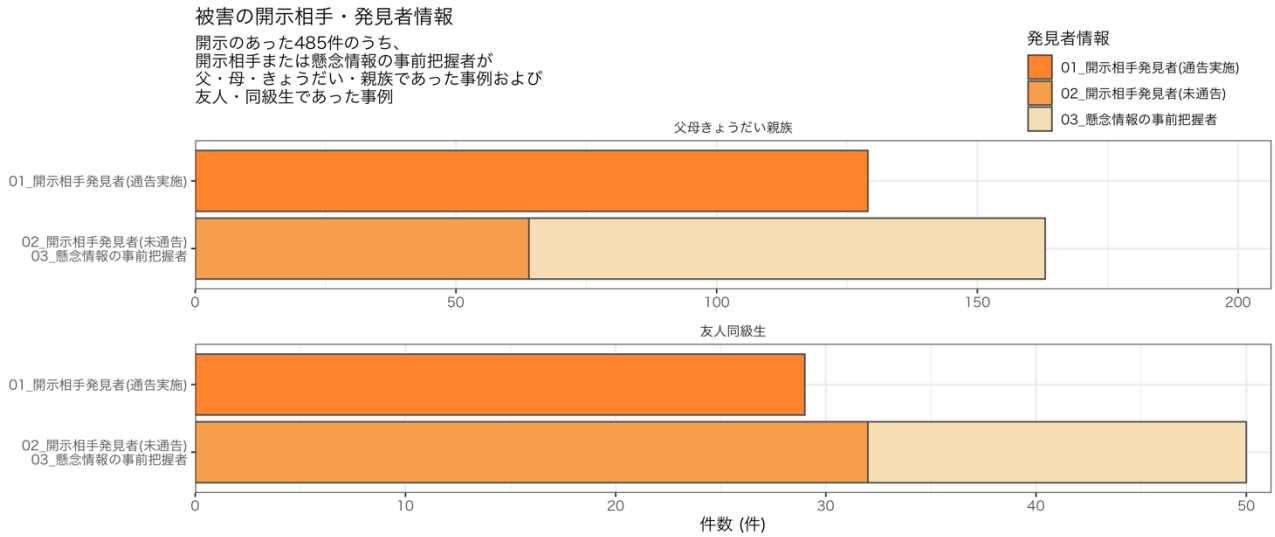

図 10.28 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示相手・発見者情報
（家族・親族および被害児童の友人・同級生に着目して）

続いて、被害児童本人からの開示を発覚経緯とした事例における開示の様相について、その集計結果を図 10.29 に示す。子どもから「被害内容の積極的な開示があった・子どもと加害者の分離介入を積極的に検討する上で十分な情報量の開示があった」とされる状況には 335 件の事例で該当報告が認められた。その一方で、「一部答えない・答えられない状況」については 86 件の事例で該当が報告された。また、16 件の事例では「被害のほのめかしやすり替え」が確認され、17 件では「開示内容の撤回」があり、16 件では「説得力がないまたは矛盾した証言」が認められるなど、様々な様相への該当報告が確認される結果となった。

このとき、後続の分析では、これらの全てを「子どもからの被害開示を契機として、開示が得られている」事例として扱っているが、その内実として、必ずしも「十分な開示」が得られているわけではないことに留意されたい。さらに、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、第 6 章にも整理したとおり、子どもからの開示が認められたとしても、完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであることを前提として、踏まえる必要があるものといえる。

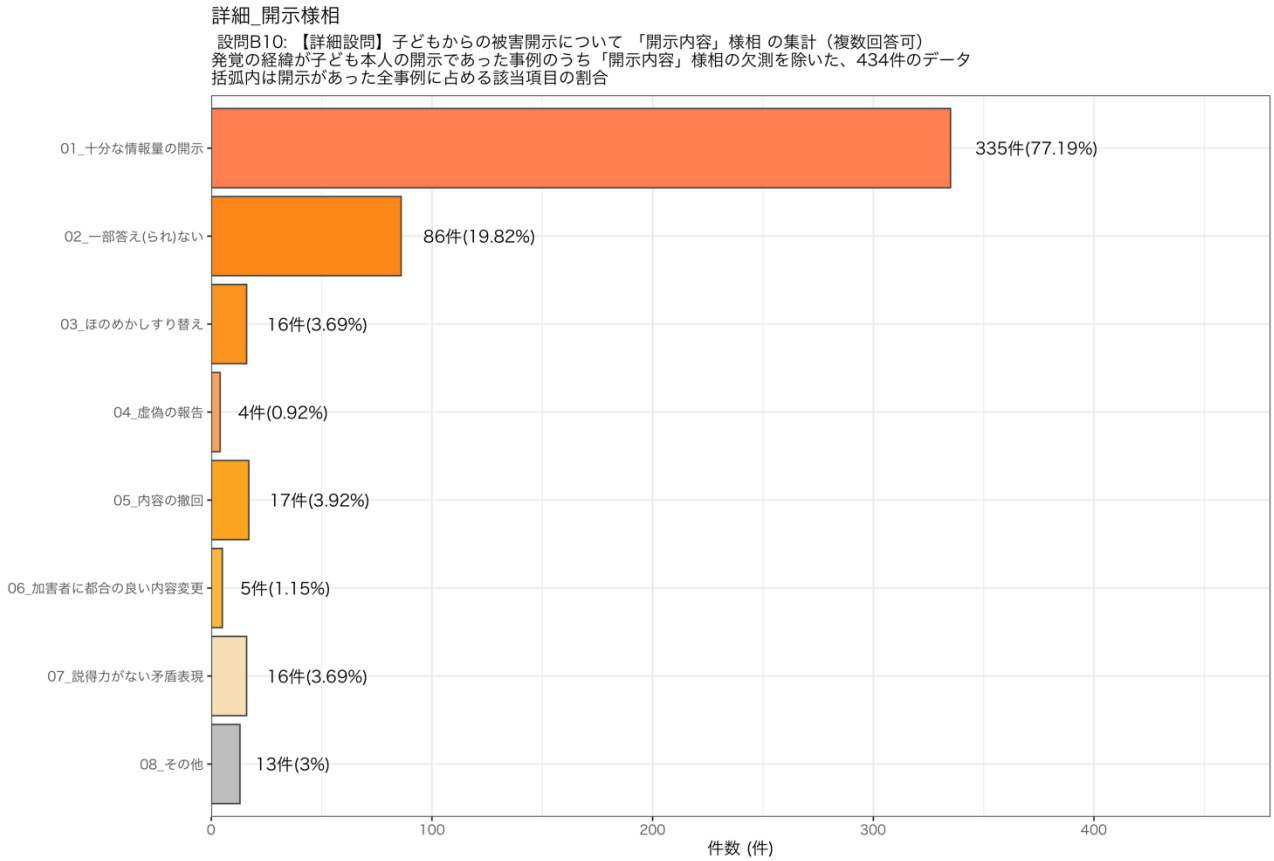

図 10.29 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示の様相

開示の様相に関して、その情報量の変化に着眼した設問について集計を行ったところ(図 10.30)、子どもからの開示を発覚の契機とする事例の 273 件で開示範囲の拡大が見られた。その一方で、「開示範囲の縮小」が 63 件で確認され、「開示内容が頻繁に変化(する・相手やタイミングでちぐはぐ)であったと報告する事例が 27 件となった。

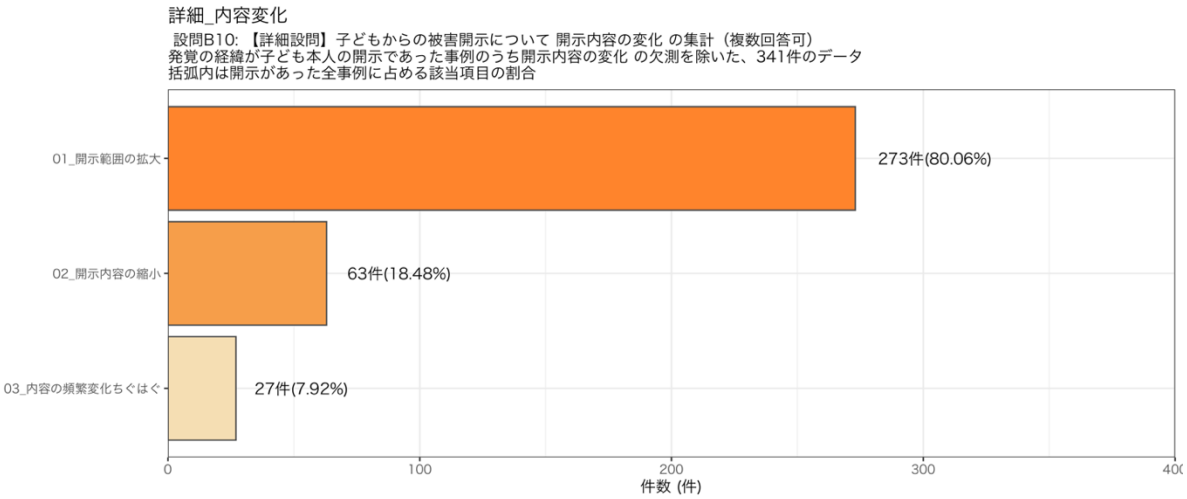

図 10.30 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示情報量の変化

回答者による主観評定に基づく開示の契機・想定される背景要因については、「加害者分離・安全確保」と回答された事例が 43.95%(178 件)と最も多く、これに次いで「被開示者への信頼」が 43.2%の該当率となった(図 10.31)。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々であることを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。したがって、第 6 章でも述べたとおり、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

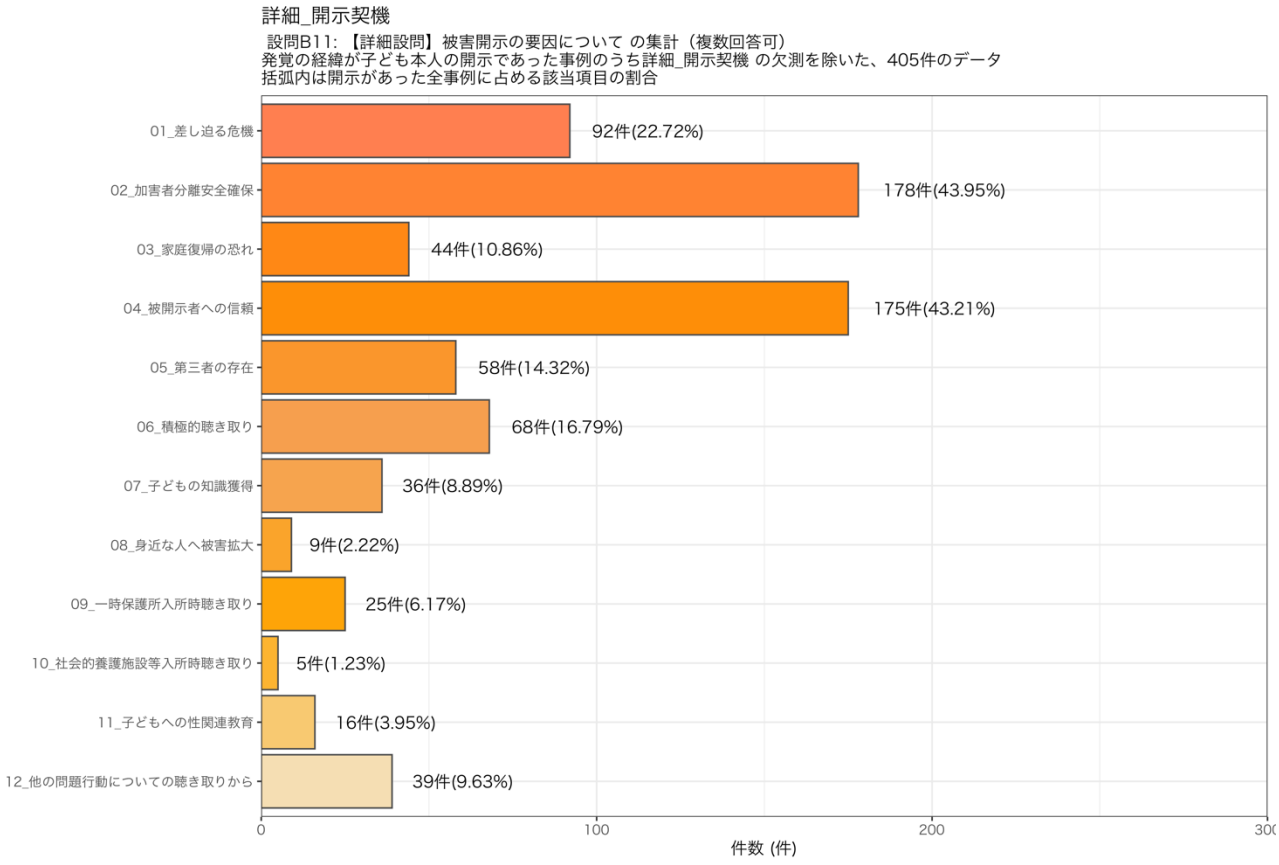

図 10.31 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示の契機

10.2.2.7 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における子どもの年齢および被害継続年数

被害発覚時の子どもの年齢ごとに、被害児童本人からの開示が得られた事例の件数および割合に関する集計結果を図 10.32 に示す。件数としては 13 歳をピークとする増加傾向があり、全体に占める被害発覚が被害児童本人の開示であった事例の割合は 5 歳ごろまでに上昇し、その後なだらかに上昇・一定に推移するような傾向が観察された。なお、開示のあった事例の割合において、0 歳

の割合が高くなるといった状況が認められたが、0 歳で被害児童本人の開示により被害が発覚したとは経験的に考え難い。把握時が 0 歳であったデータは全体で 3 件であり、そのうちの 2 件で「開示があった」と報告されたレコードについては、何らかの誤回答の可能性が指摘されうる。

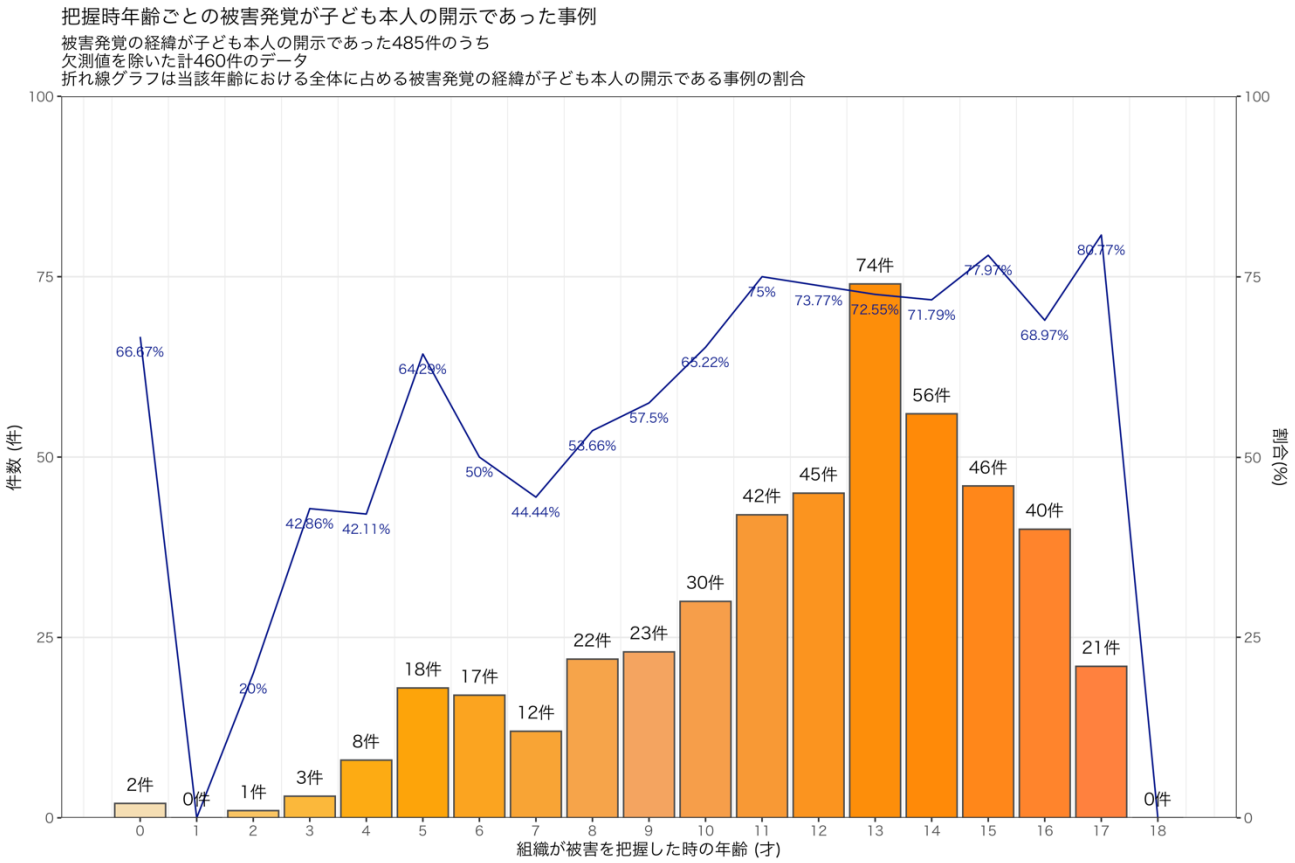

図 10.32 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における年齢別該当件数と該当率

続いて、被害発覚の経緯別での被害継続年数の度数分布を図 10.33 に示す。発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例・周囲からの発見による事例に共通して、被害継続年数は 1 年がピークとなり、以降、継続年数が長期化するにしたがって、該当件数が少なくなる傾向が観察された。

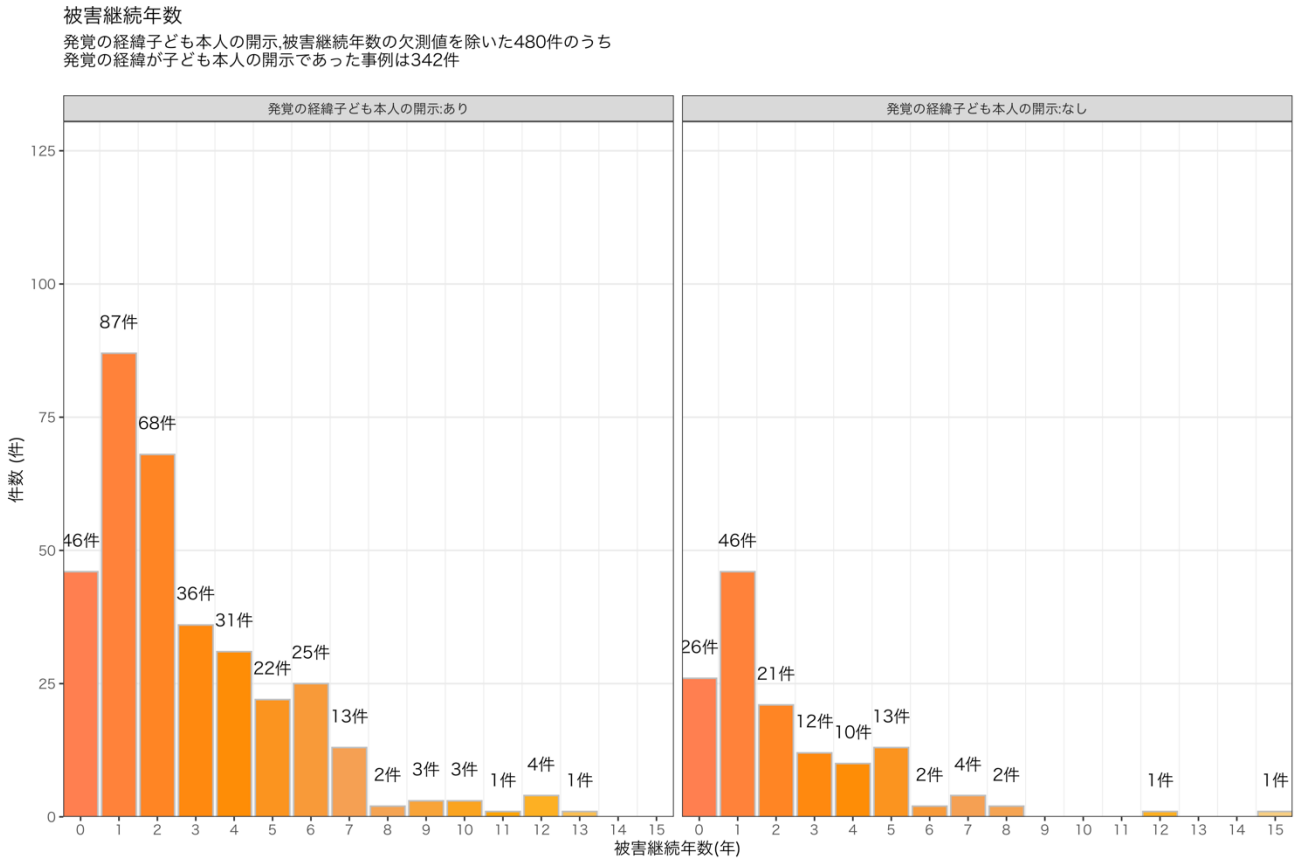

図 10.33 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の被害継続年数

10.3 被害児童の年齢と被害開示率の関係に関する解析

ここまでの集計結果を踏まえ、本節では被害児童の年齢と被害開示率の関係に関する統計解析を実施する。具体的には、「何歳ごろから被害開示が可能になり始めるか」、「何歳ごろになれば、思春期以降の年齢帯と変わらない開示が可能となりうるか」について、数量的側面からの検討を行う。なお、「開示」に相当する変数には、「被害発覚の経緯としての子ども本人からの開示」を採用した。

10.3.1 方法

10.3.1.1 使用データと前処理

使用データの抽出および前処理に関する手続きは前節と同様とした。

10.3.1.2 適格基準

被害把握時点での児童年齢と、発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目のいずれかに欠測がある事例を除外した。

10.3.1.3 統計解析

本節で使用する統計解析手法では、被害児童の年齢別で、どの程度の開示(ただし、発覚の経緯としての子どもからの開示とする)が得られるかについての「開示確率(p)」を定義した。当該確率を定義する際には、年齢別での開示率が 5 歳ごろまでに上昇し、その後緩やかに開示率が上昇したのち一定の値で推移するという傾向を参考とした(図 10.32 を参照)。具体的には、(1)開示が発生し始める年齢があること、(2)開示確率が年齢とともに上昇すること、(3)ある年齢以上では開示確率が一定になること、これらの 3 点を仮定に含めた折れ線ロジスティック回帰モデルを構成した(式 10.1 から式 10.3)。

まず、開示確率(p)の定義を式 10.1 に示す。

$$p_{age_i+1} = \begin{cases} logit^{-1}(-4) & \text{if } age_i < c1 \text{ or } n_{age_i+1} = 0 \\ logit^{-1}(-4 + \beta\ age_i) & \text{if } c1 \le age_i \le c2 \\ logit^{-1}(-4 + \beta\ c2) & \text{if } age_i > c2 \end{cases} \quad \text{(Eq10.1)}$$

ここで、i番目の事例の被害発覚時年齢は$age_i \in \boldsymbol{age}$とする(太字の変数はベクトルを表す)。ある年齢 t $(0 \le t \le \max(\boldsymbol{age}) = 17)$ における事例数は$n_{t+1} \in \boldsymbol{n}$とし、被害発覚が被害児童本人の開示であった事例数を$k_{t+1} \in \boldsymbol{k}$ とする。すなわち年齢$t = 0, 1, 2, \ldots 17$ における全体の事例数が $n_1, n_2, n_3 \ldots n_{17}$ であり、被害発覚が被害児童本人の開示であった事例数が$k_1, k_2, k_3 \ldots k_{17}$ となる。また、ある年齢 tにおける開示確率を $p_{t+1} \in \boldsymbol{p}$ とする。i番目の事例の年齢 age_iを用いて、$t =$

age_i のときの開示確率 p_{age_i+1}を定義した。なお、$logit^{-1}(\cdot)$は逆ロジット変換であり、任意の実数値を[0,1]の値に変換する機能を持つ。式 10.1 の p_{age_i+1} に代入されている$logit^{-1}(-4)$はおよそ 0.018 の定数であり、開示発生確率がほぼ 0 に等しい仮定を表現するために用いられた。ある年齢tにおける開示発生確率 p_{t+1}について、$t < c1$のとき開示発生確率がほぼ 0 に等しいことを示している。そして、$c1 \leq t \leq c2$のとき、開示発生確率p_{t+1}は t に比例して単調増加し、$t = c2$ で開示確率の増加は止まり、 $t > c2$ で 開示確率p_{t+1} は一定となることが仮定されている。式 10.1 から、$c1$は開示が発生しはじめる年齢として解釈され、$c2$は思春期以降のそれと変わらない開示が可能になる年齢として解釈されるパラメータとなる。

開示確率$\boldsymbol{p}$は、被害把握時点年齢別での、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例数$\boldsymbol{k}$と、年齢別での全事例数$\boldsymbol{n}$をパラメータとする二項分布で推定されるものとした(式 10.2)。

$$\boldsymbol{k} \sim Binomial(\boldsymbol{n}, \boldsymbol{p})\,. \tag{Eq10.2}$$

それぞれのパラメータには、弱情報事前分布として、

$$\begin{aligned} \beta &\sim \text{Student } t(7, 0, 10), \\ c1 &\sim \text{Normal}\left(\frac{\max(\boldsymbol{age}) + 0}{2}, \frac{\max(\boldsymbol{age}) - 0}{2}\right), \\ c2 &\sim \text{Normal}\left(\frac{\max(\boldsymbol{age}) + 0}{2}, \frac{\max(\boldsymbol{age}) - 0}{2}\right) \end{aligned} \tag{Eq10.3}$$

を設定した。

解析には、統計解析環境 R を使用し、解析モデルの構成には確率的プログラミング言語 STAN と、それを統計解析環境 R から使用する rstan パッケージを利用した。パラメータ推定には、Hamiltonian Monte Carlo 法の一種である No-U-Turn Sampler(NUTS)アルゴリズムを使用した。4 本の独立な乱数列でそれぞれ 10,000 回のサンプリングを実施し、バーンイン期間として各列 5,000 回分の標本を破棄した。各乱数列の自己相関の影響を考慮し、乱数列の 5 サンプルに 1 つを採用するよう間引きを行った。すなわち、計 4,000 個のサンプルを用いて事後分布を構成した。

なお、当該モデルに示されるようないくつかの仮定を置いた統計モデルを活用する際には、本来「複数の条件で構成したモデルを比較・検討」することや、「仮定の妥当性に関する理論との整合」を検討するなどの研究過程が必要となる。厳密な研究上の手続きは後続する課題とする。

10.3.2 結果と解釈

データ抽出手続きでは、被害把握時点での児童の年齢が 0 歳から 18 歳までの事例をその対象とした。ただし、図 10.32 に示されたとおり、被害把握時点での児童の年齢が 18 歳のデータは 0 件であったことから、組織被害把握時点の年齢の範囲は 0 歳から 17 歳となった。この点を含め、組入基準を満たした解析対象事例は 677 件となった。

統計解析の結果、年齢ごとの子ども本人からの開示確率$\boldsymbol{p}$およびパラメータ$c1$、パラメータ$c2$の推定結果が得られた(図 10.34)。開示が報告され始める年齢に相当するパラメータ$c1$の推定平均値(EAP)は 1.26 となり、開示確率の上昇が頭打ちとなる年齢に相当するパラメータ$c2$の推定平均値(EAP)は 4.73 となった。結果から、全体の傾向としておおよそ 1 歳 3 ヶ月頃から被害の開示が発生しはじめ、開示確率は年齢に伴って増加し、およそ 4 歳 9 ヶ月頃に思春期と同程度の開示が可能になると解釈できる(ただし、開示の有無を対象とするものであって、開示の具体性や内容量、表現の質的水準については、その限りではない)。そして、児童相談所および市区町村で対応されている 5 歳以降の被害発覚事例の、おおよそ 70%が子どもからの被害開示によるものであると解釈できる結果となった。

当該結果を臨床的に解釈するならば、「原則、未就学児童においては、被害の発覚経緯となるような積極的開示が子ども本人から得られるとは想定されず、周囲からの発見が被害発覚の中心となること」や「小学校低学年ごろに開示率が一定の水準に達し、児童相談所等の福祉機関での支援につながった事例の過半数を構成していること」、「開示率が一定の水準に達した年齢であったとしても、その言語的側面から質的・量的に十分な発達に至っていない可能性があること」、「開示確率が一定に達する年齢であったとしても、必ずしも子どもからの開示だけが発覚の経緯とはなっておらず、開示に至らず被害が把握されていない潜在事例についても考慮すれば、小学生以上の場合であっても開示を得るためのアプローチや取り組みが必要であること」などが指摘されよう。

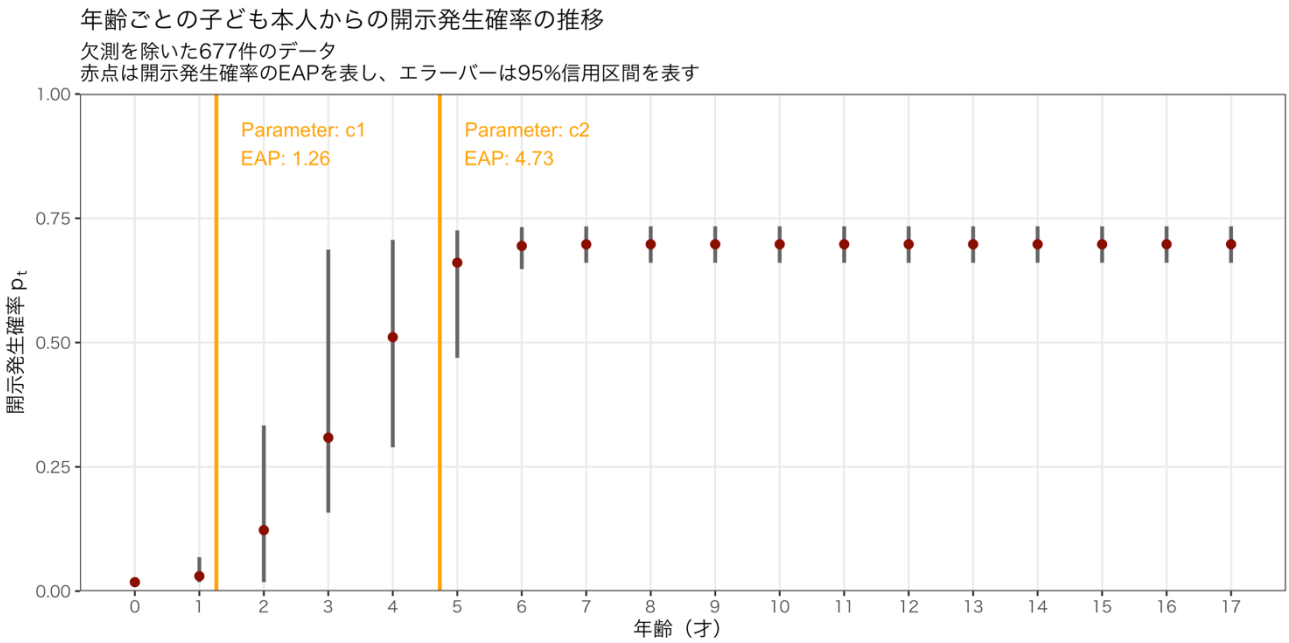

図 10.34 子ども本人からの開示発生確率の推移

10.4 被害開示の促進・抑制に関連する要因の探索的検討

本節では、被害発覚の経緯としての「子ども本人からの開示」を目的変数として、それに関連する要素を探索的に抽出する解析を実施し、被害発覚の促進あるいは抑制に関連する要因の検討を実施した。なお、解析の目的としては、「調査で得られた広範な項目から、関連性の指摘されうる要素を探索的に抽出すること」が主眼であって、理論的な背景に基づいた開示の促進・抑制に関する要因について、その関連の有無等に関する仮説を検証しようとするものではないことに留意されたい。

10.4.1 方法

10.4.1.1 使用データと前処理

使用データおよび前処理にかかる手続きは、前節と同様である。

10.4.1.2 適格基準

発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目、ならびに後述する説明変数の候補について欠損が含まれるデータを除外対象とした。

10.4.1.3 統計解析

まず、「子ども本人からの開示が発覚の経緯となることに関連する主要項目は何か」、「どの項目が開示の有無を予測する際に有用か」という視点から、主要変数の選抜に L1 正則化回帰モデル(ロジスティック)を適用した。L1 正則化回帰モデル(ロジスティック)は、「多くの説明変数の中から予測に有用な変数を選抜しつつ、目的変数に対する予測の実現と、各変数の影響の大きさを数量的に得る」ことのできる解析技法の一つである。係数の推定には罰則付き最小二乗法を用いた。また、項目の選抜では、交差検証法によって誤差最小となった場合の選抜項目数を採用した。当該手続きにおいて、その方法論的特性上、初期値に依存して選抜される項目と係数の推定値が変化する可能性がある。初期値依存性の課題に対して、本解析では、同一データセットに対して複数の乱数のシード値を与えて推定を 5 回行い、各回で選抜された項目リストを OR 条件(いずれかの解析で選抜されたものを全て含める)で統合する処理を行った。そして、発覚の経緯が被害児童本人の開示であること 1 とし、それ以外を 0 とした目的変数を定め、選抜項目を説明変数としたロジスティック回帰分析を行い、回帰係数である対数オッズ比を推定した。

説明変数の候補としては、基本設問の回答者区分、主被害児童性別、被害頻度、最初の受理区分、主被害児童知的水準に加え、第 9 章で行われた潜在クラス分析の結果得られた変数を使用した。全ての項目についてダミー変数への展開を行ったのち、基準変数(reference)を変数から除外した。このとき、潜在クラス分析で得られたクラス情報に関する欠損は本解析からは除外した。潜在クラスの欠損状況が、開示の有無という現象に由来して発生している可能性は否定されないが、欠損自体が測定の限界に由来して発生している部分が大きいものと考えられたためである。また、主たる関連要因を探索的に検討するため、各項目の該当率(あるいは非該当率)が 3%を切っている項目は除外された。これらの手続きを経て、最終的に 80 項目が説明変数の候補として用いられた。

解析には、統計解析環境 R を使用した。L1 正則化回帰モデル(ロジスティック)の適用には glmnet パッケージを用い、変数選抜後のロジスティック回帰分析は brms パッケージを用いて行われた。ロジスティック回帰分析におけるパラメータの事後分布は brms パッケージのデフォルト設定である$\boldsymbol{\beta} \sim \text{Uniform}(-\infty, +\infty)$, $Intercept \sim \text{Student t}(3,0,10)$ を使用した。

推定結果の解釈には、各項目の対数オッズ比の事後平均値(以下 EAP)と対数オッズ比の事後分布の 95%確信区間(以下 95%CI)を用いる。対数オッズ比は 0 を基準として、正の値が得られた場合には「正の関連性がある」、負の値が得られた場合には「負の関連性がある」ものと推定結果として解釈される指標である。本章では、パラメータ推定の結果、対数オッズ比の 95%確信区間が 0 を含まなかった変数を解釈の対象とした。なお、本節で用いる統計モデルで推定されたパラメータの値は、採用される項目によって容易に変化しうるものである。したがって、推定値の大きさを積極的に解釈することはしない。また、本解析からは目的変数と説明変数の因果関係について検討す

ることはできず、あくまで相関関係(説明変数の増加にともなう目的変数の増加、依存関係)の視点から解釈されるものであることに留意されたい。

10.4.2 結果と解釈

データ抽出の結果、適格基準を満たした組み入れ事例数は 504 件となった。

解析結果について、発覚の経緯が被害児童本人の開示であるか否かを目的変数とした L1 正則化回帰による項目選抜と、選抜された項目を用いたロジスティック回帰分析により推定された対数オッズ比を図 10.35 に示す。L1 正則化回帰の結果、計 25 の説明変数が選択された。このうち、対数オッズ比の事後分布の 95%CI が 0 を含まなかった項目は、切片項を除いた 7 つであった。

具体的には、(1) 被害頻度が「単回のみ」であること(EAP = 1.66, 95%CI = [0.48, 2.99]）、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されうるパターンの場合(EAP = 1.54, 95%CI = [0.25, 3.08])で、発覚の経緯となる開示と正の関連を示した。そして、発覚の経緯となる開示と負の関連を示す項目として、(3)被害児童が「小学生以下の年齢で、無症状への該当が中心、一部で保護希求や恐怖の訴えがある」と形容される潜在クラスに該当する場合(EAP = -1.50, 95%CI = [-2.26, -0.72])、被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」に該当した場合(EAP = -1.28, 95%CI = [-2.33, -0.26])、男性養育者に対する被害児童の評価・感情が「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合(EAP = -1.13, 95%CI = [-2.08, -0.21])、男性養育者の外部観察時の印象情報が「社会的孤立、情緒コミュニケーション困難」と形容される場合(EAP = -0.85, 95%CI = [-1.60, -0.11])、そして、被害の確証水準が「懸念される」に該当した場合(EAP = -0.74, 95%CI = [-1.26, -0.23]) であった。

図 10.35 発覚の経緯被害児童本人の開示を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択およびロジスティック回帰分析により推定された対数オッズ比

発覚の経緯となる子どもからの開示と正の関連を示した 2 つの項目について、被害頻度が「単回のみ」であることが特筆して抽出された結果は、「被害が初期にあるうちは開示がなされやすい」可能性や、反対に「被害頻度が常態化・断続的」などの形で継続した場合に開示がなされにくくな

るといった可能性を示すものと考えられる。また、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されうるパターンの場合に開示が得られやすい傾向は、援助要請の対象となる主要な人物の保護機能が不在または剥奪された状況に対して、「積極的に被害を開示せざるを得ない」といった背景があることが想像される。

発覚の経緯となる子どもからの開示と負の関連を示した５つの項目について、以下、個別に解釈を整理する。まず、被害児童が小学生以下である場合のパターンで開示と負の関連を示した結果については、子どもの年齢起因した積極的な言語的開示の困難が第一に想定される。被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」といった場合に開示と負の関連が示された結果については、「寝ている間に撮影された」、「対象年齢が幼い」といった本人に被害の自覚がない場合や、子どもからの開示ではなく、「物証」によって被害が発覚した例などが背景にあることが推測される。また、「被害児童に対して何らかの対価が与えられている場合」や、「脅迫等、加害者による操作が背景にあることにより開示が困難になっていた可能性」も想像される。男性養育者に対する被害児童の評価・感情が「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合に、開示との負の関連性が認められた結果は、「加害者に対する気遣い」等による開示への抵抗感が発生していることや、「非健全的な依存関係」から関係が閉鎖し、開示につながらないといった状況があることが推測される。男性養育者の外部観察時の印象情報が「社会的孤立、情緒コミュニケーション困難」と形容されるパターンの場合については、開示の抑制要因として直接解釈することは困難であるものの、その背後に共変関係にある他の要因を媒介して、開示への困難につながっている可能性があるものと考えられる。明確な説明・解釈は現時点では得られないものの、「開示がなされにくい可能性がある」ことを予測的に捉えるリスク要因になるかもしれない。なお、被害が「懸念される」という確証水準が発覚経緯としての開示と負に関連したことは、「子どもからの開示による事例ではないため、確証の水準が十分に得られていなかった」という結果としての関係性が抽出されたものと捉えるのが自然であると思われる。

総括して、本解析からは、「子どもの被害開示の促進・抑制要因」について、その様相を包括的に記述することは叶わなかったものの、一部その手がかりとなりうる情報が得られたものと整理される。

10.5 被害児童本人からの開示によって被害が発覚するまでの期間に関する解析的検討: 被害継続年数の長期化・短期化関連要因の探索的抽出

本節では、被害発覚の経緯としての「被害児童本人からの開示」がある事例における「被害継続年数」を目的変数として、それに関連する要素を探索的に抽出する解析を実施し、被害開示までの期間の長期化・短期化に関連する要素の抽出を行う。すなわち、「どのような事例の場合に、子どもからの被害開示が得られるまでの期間が、長期化あるいは短期化するか？」について検討する。

なお、解析の目的として、「調査で得られた広範な項目から、関連性の指摘されうる要素を探索的に抽出する」ことが主眼であって、理論的な背景に基づいた開示までの期間の長期化・短期化に関する要因について、その関連の有無等に関する仮説を検証しようとするものではないことに留意されたい。

10.5.1 方法

10.5.1.1 使用データと前処理

使用データの抽出および前処理に関する手続きは前節と同様である。

10.5.1.2 適格基準

被害継続年数と、後述する説明変数の候補について欠損が含まれるデータを除外した。

10.5.1.3 統計解析

本節では、L1 正則化回帰による変数選択を行った後、一般化線形モデルを用いた解析により、各項目と被害開示までの期間との関連性を検討する。被害継続年数は 0 以上の値を取り、値が大きくなるにつれて該当件数が少なくなるという特徴を有していることから(図 10.33 を参照)、本章の解析では、当該目的変数に対数正規分布を仮定した回帰モデルを使用した。その際、被害継続年数が一年に満たないものは被害継続年数が 0 として計上されており、対数変換を行った際に負の無限大に発散してしまうことを防ぐため、被害継続年数に 1 を加えたものについて対数変換を行ったものを目的変数とした(他にも、対数変換等の処理を実施せず、具体的な年月・日数等を算出して目的変数にガンマ分布等を仮定した、現象が観測されるまでの時間等を扱うに長けた解析手続きが想定される。本解析では、解析モデルの複雑化を避けるために当該手続きを採用した)。また、前節の解析と同様、「子ども本人からの開示が得られるまでの期間に関連する主要項目は何か」「どの項目が開示までの期間の予測に有用か」という観点から、単独の項目がもつ予測性能を検討する際には、L1 正則化回帰モデル(リンク関数は正規分布)を適用した。推定には、罰則付き最小二乗法を用いた。また、交差検証法により誤差最小となった選抜項目数を採用し、初期値に依存して解析結果が異なる可能性があることを考慮して、同一データセットに対して乱数のシード値を変えて当該推定を 5 回行い、各回で選抜された項目リストを OR 条件(いずれかで抽出された場合に、それらを全て採用する)で統合する処理を行った。そして、対数変換した被害継続年齢を目的変数とし、選抜項目を説明変数とした回帰モデルを適用し、各項目に係る係数の推定を行った。

説明変数の候補としては、基本設問の回答者区分、主被害児童性別、被害頻度、最初の受理区分、主被害児童知的水準、主被害児童調査時年齢に加え、第 9 章で行われた潜在クラス分析の結果

で得られた変数が用いられた。説明変数の候補に対して行った処理の手続きは、前節と同様である。最終的に計 81 項目が説明変数の候補として用いられた。

解析には、統計解析環境 R を使用した。L1 正則化回帰モデルの適用には glmnet パッケージを用い、変数選抜後の回帰モデルの適用は brms パッケージを用いて行われた。回帰モデルにおける各パラメータの事後分布は brms パッケージのデフォルト設定である

$\boldsymbol{\beta} \sim \text{Uniform}(-\infty, +\infty)$, $Intercept \sim \text{Student's } t(3,1,10)$, $\sigma \sim \text{Student's t}(3,0,10)$を使用した。

推定結果の解釈には、各項目の回帰係数(対数スケール)の EAP と事後分布の 95%CI を用いた。対数スケールの推定係数は、0 を基準に目的変数の長期化要因・短期化要因として解釈がなされうる指標である。パラメータ推定の結果、対数オッズ比の 95%CI が 0 を含まない変数を解釈の対象とした。なお、本節で用いる統計モデルで推定されたパラメータの値は、採用される項目によって容易に変化しうるものである。したがって、推定値の大きさを積極的に解釈することはしない。また、本解析からは目的変数と説明変数の因果関係について検討することはできず、あくまで相関関係(説明変数の増加にともなう目的変数の増加、依存関係)の視点から解釈されるものであることに留意されたい。

10.5.2 結果と解釈

データ抽出の結果、適格基準を満たした 267 件のデータが解析に組み入れられた。

解析の結果として、被害継続年数を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択の結果、L1 正則化回帰の結果、計 29 の説明変数が選抜された。そして、当該選抜変数を用いた対数正規分布による回帰モデルを用いて推定された回帰係数を図 10.36 に示す。このうち、回帰係数の事後分布の 95%CI が 0 を含まない項目は、11 項目となった。

回帰係数の 95%CI が 0 を含まなかった項目において、EAP の値が 0 以上であった項目(長期化に関連する項目)は、(1)被害内容に「身体接触」が含まれる場合(EAP = 0.28, 95%CI = [0.08, 0.48])、(2)家族構成が「実父母・親族同居あり_ひとり親含む」形態の場合(EAP = 0.26, 95%CI = [0.06, 0.47])、(3)主たる被害児童の知的水準が「平均の上から平均の下まで」に相当する場合(EAP = 0.19, 95%CI = [0.04, 0.35])、(4)主たる被害児童の年齢が高いほど(EAP = 0.05, 95%CI = [0.02, 0.08])の 4 つとなった。

他方、回帰係数の 95%CI が 0 を含まなかった項目において、EAP の値が 0 未満であった項目(短期化に関連する項目)は、(5)被害の頻度が「単回のみ」の場合(EAP = -0.50, 95%CI = [-0.78, -0.23])、(6)被害の頻度が「断続的」である場合(EAP = -0.16, 95%CI = [-0.31, 0.00]) 、(7)被害が「懸念される」という確証水準の場合(EAP = -0.42, 95%CI = [-0.80, -0.04])、(8)男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合(EAP = -0.40, 95%CI = [-0.72, -0.08])、(9)女性養育者の被害児童に対する態度が「自己中心的、あるいは

依存や不自然な過剰愛護」と形容される場合(EAP = -0.32, 95%CI = [-0.63, 0.00])、(10)男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合(EAP = -0.29, 95%CI = [-0.57, -0.01])、(11)女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「保護と好意、健全愛着」と形容される場合(EAP = -0.19, 95%CI = [-0.35, -0.04])の 7 項目であった。

図 10.36 被害継続年数を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択および対数正規分布を用いた回帰モデルを用いて推定された回帰係数(対数スケール)

被害発覚の経緯が開示となった事例における被害継続年数、すなわち「開示に至るまでの期間」に関する長期化・短期化関連要因について、以下に個別の解釈を整理する。

開示に至るまでの期間と正に関連する(長期化に関連する)要因として、被害内容に「身体接触」が含まれる場合については、「性的嫌がらせ」などと軽視されるなどにより性被害として開示され支援機関につながりにくいといった可能性や、恥辱感等が発生することにより被害の開示につながりにくいなどの可能性が考えられる。その他にも、「身体接触が生じている時点で、すでに被害が進行した段階にある」といった可能性も指摘されうるだろう。主たる被害児童の年齢が高いほど開示に至るまでの期間が長いといった関連性を示した結果については、恥辱感等が発生する年齢が、小学校中学年以降に該当率が高まること(第 13 章参照)に起因して、年齢が高いほど開示に至るまでに時間を要するといった可能性や、被害の継続年数が年齢と相関関係を持ちうることなどが背景になっているものと推測される。

家族構成が「実父母・親族同居あり_ひとり親含む」形態の場合については、開示に至るまでの期間と直接的な関係からは解釈が困難であるものの、「そもそも、実父母という重要他者からの被害は開示しにくいこと」や、「ひとり親家庭の場合、非加害保護者等の開示対象が不在となっていること」などが背景にある可能性が指摘されうる。主たる被害児童の知的水準が「平均の上から平均の下まで」に相当する場合に、開示までの期間が長期化する傾向にあると予測された結果については、項目の該当方向を反転させて、「知的水準が低い・非常に低い、または非常に高い場合には短期化しやすい」と捉えることが自然であると考えられる。知的水準が低い場合に、必ずしもそれが知的障害を伴うとは形容されないものの(特に、本事業においては厳密な発達年齢や知能指数等を扱っていない)、知的障害を伴う場合に「被害認識が十分でなく、抵抗なく被害を語る」といった様相が報告されることもあり、当該状況が開示までの期間を短期化することにつながっている可能性が想定される。また、知的水準が高い場合には、言語発達の視点から被害の開示が早期に実現しやすいといった可能性が推測される(ただし、知的水準が高いゆえに問題が内面化・複雑化し、むしろ開示が抑制されるといった可能性なども十分に指摘されうる)。その他にも、様々な解釈や背景要因が考えられうる。家族構成と知的水準に関しては、結果に対する解釈の一例として可能性を述べるにとどめ、「今後の精緻な検討を必要である」ことを強調しておきたい。

次に、開示に至るまでの期間と負の関連を示した(短期化と関連した)要因について整理する。まず、被害の頻度が「単回のみ」、または「断続的」であることと被害開示までの期間が負に関連したことは、「常態化する前に見つかった被害の継続期間は短い」ことを単純に反映したものである

と考えられる。被害が「懸念される」という確証水準である場合に、被害開示までの期間が短い傾向にあるという結果は、言い換えて「比較的早期に開示が得られた場合、内容から確証性が担保されにくい」という関連性を意味している。可能性の一つとして、様々な要因によって生じる開示への抵抗感と継続した被害による心身へのダメージの蓄積を比較した際に、未だ開示への抵抗感が優位にあり、「部分的な開示しかできない」、「核心に関連する被害については話せない」といった状況が発生している可能性が推測される。男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合や、男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合に開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果は、男性加害者による性被害だけではない暴力的行為(身体的虐待や心理的虐待など)が伴うことにより、被害児童に逼迫した状況や危機が発生しているといった状況が推測される。当該状況が、開示に至る期間を短期化させる背景理由になっている可能性が想定されうる。女性養育者の被害児童に対する態度が「自己中心的、あるいは依存や不自然な過剰愛護」と形容されるパターンの場合に開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果については、パターンの中に含まれる要素に対しての一貫した原理が把握されないことから、解釈を得ることが難しい。今後の検討を必要とする。また、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「保護と好意、健全愛着」と形容されるパターンにおいて開示までの期間が短い傾向にあることについては、「信頼等に基づく母親への開示によって、当該事例が支援機関に早期につながった」という経緯を推測することができる。

ここまで、得られた結果に対する個別の解釈を加えたが、いずれも解釈の範囲を出ず、可能性のひとつであることに改めて留意されたい。また、早期発見の視点から実践的に活用可能な知見は、本解析からは十分に得られなかった。本事業で取り扱った事例の記述項目に加えて、「どのような取り組みを講じれば、より被害開示までの期間が短期化されうるのか」等、各種取組の内容等を含めた検討が必要になる。

10.6 考察

本章では、開示の発生について多角的に検討するため、(1)被害児童からの開示の有無を集計軸とした基礎集計、(2)被害児童の年齢別での開示確率の推定、(3)被害開示の促進・抑制に関連する要因、(4)初発から開示までの被害継続期間の短期化・長期化に関連する要因についての 4 つの検討を実施した。

基礎集計の結果からは、第一に、開示のない事例の場合、調査で回答を求めた各設問への欠損が多く、被害の確証水準についても「詳細不明」への該当率が高いなど、「子どもからの開示が、被害実態を把握する上での主要な情報源となっていること」が示された。事例の実態を把握し、適切な対応を講じる上で「いかに被害児童からの開示を得るか」といった視点が、極めて重要な役割を担うということが指摘されうる。被害の早期発見という本事業の視点からも、特に「開示」に関す

る各種の検討が重要な役割を担うと言えるだろう。また第二に、子どもからの被害開示の相手となった通告実施者と通告非実施者(事前の懸念情報把握者を含む)について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てた集計結果からは、「被害事実や懸念される情報を通告前から知っていたとする家族・親族や友人・同級生が、被害事実を通告した例よりも多い」という結果が得られた。このとき、通告に至った開示相手の情報は、本調査の回答機関において(当然のことながら)把握されやすい一方で、未通告の被開示者・懸念情報の事前把握者については、回答機関で完全に把握されるとは限らない。このことから、調査で報告する場合に「家族・親族や被害児童の友人・同級生における未通告の被開示者・懸念情報の事前把握者の該当報告数」は、実際よりも低くなると考えるのが自然である。それにも拘らず、当該様の結果が得られたことから、「被害児童の特に家族や親族、友人や同級生において、被害事実が知られているものの、通告に至っていないケース」は相当数に上るものと推測される。これらの対象者に対するアプローチは、(その内容、取組のあり方については、慎重な検討が必要であるものの)潜在化する子どもの家庭内性被害をより多く早期に発見することにつながるものと考えられる。

被害児童の年齢別での開示確率を推定した解析結果からは、全体の傾向としておおよそ 1 歳 3 ヶ月ごろ頃から被害の開示が発生しはじめ、開示確率は年齢に伴って増加しおおよそ 4 歳 9 ヶ月頃に思春期と同程度の開示が可能になると解釈されうる結果が得られた。ただし、当該「5 歳頃に思春期と同程度の開示が可能になる」という結果は、「開示の有無」のみを対象とするものであって、開示の具体性や内容量、表現の質的水準についてはその限りではない。また、年齢別で潜在化している被害の件数に違いがあるといった可能性を含めれば、本調査で収集された事例にも必然偏りが生じることから、「中学生以降になると周囲からの発覚事例が減少するため、むしろ開示率が減少する」といった可能性が背後にあることも否定できない。こういったデータに関する限界を踏まえれば、各種結果の解釈に部分的保留を加える必要があるだろう。その一方で、本解析から得られた一つの結果である「特に未就学児童については、被害児童からの積極的開示が得られるとは原則想定されず、周囲からの発見が重要な役割を担うこと」は、援用可能性の高い知見になっていると考えられる。

発覚の経緯が、子どもからの被害開示であることと関連する要因について検討した結果からは、被害頻度が単回(被害初期とも考えられる) である場合は、開示が比較的なされやすい可能性や、「被害頻度が常態化・断続的」などの形で継続した場合は、開示がなされにくくなるといった可能性など、開示の促進・抑制に関連する要素がいくつか抽出された。その他にも、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されるパターンの場合には、被害が開示されやすい傾向にあると推測され、援助要請の対象となる主要な人物の保護機能が不在または剥奪された状況に対して、「積極的に被害を開示せざるを得ない」といった背景があることが推測された。また、被害児童が小学生以下である場合は、開示に繋がりにくい傾向が

認められ、子どもの年齢に起因した積極的な言語的開示の困難が想定された。被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」といった場合に開示が得られにくい傾向については、「寝ている間に撮影された」、「対象年齢が幼い」といった本人に被害の自覚がない場合や、子どもからの開示ではなく「物証」によって被害が発覚した例などが背景にあることが推測された。その他にも、被害児童に対して何らかの対価が与えられている場合や、脅迫等による加害者による操作が背景にあることにより、開示が困難になっていた可能性など、複数の解釈が存在するだろう。また、男性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合に開示との負の関連性が認められた結果は、加害者に対する気遣い等による開示への抵抗感が発生していることや、非健全的な依存関係から関係が閉鎖し、開示につながらないといった状況があることが推測された。これらの結果を総括して、「子どもの被害開示の促進・抑制要因」について、その様相を包括的に記述することは叶わなかったものの、一部その手がかりとなりうる情報が得られたものと整理された。

被害の初発時点から開示に至るまでの期間に関する解析では、当該期間の短期化と長期化のそれぞれに関連する要因がいくつか抽出される結果となった。例えば、男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が、「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合や、男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合に、開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果が得られている。早期の開示につながる背景として、男性加害者による性被害だけではない暴力的行為(身体的虐待や心理的虐待など)が伴うことにより、被害児童に逼迫した状況や危機が発生しているといった状況が推測された。他にも、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「保護と好意、健全愛着」と形容されるパターンにおいて、開示までの期間が短い傾向が認められた。この点については、母親への信頼等に基づく開示によって早期に支援機関につながったという経緯が推測された。ただし、本解析からは、早期発見の視点から実践的に活用可能な知見は十分に得られなかった。今後の課題として、本事業で取り扱った事例の特徴記述項目に加えて、「どのような取組を講じれば、より被害開示までの期間が短期化されうるのか」等、各種取組の内容等を含めた検討が必要になるものと言える。